

第51回平成25年6月与謝野町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成25年6月10日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時51分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1 番	野 村 生 八	10 番	山 添 藤 真
2 番	和 田 裕 之	11 番	小 林 庸 夫
3 番	有 吉 正	12 番	多 田 正 成
4 番	杉 上 忠 義	13 番	井 田 義 之
5 番	塩 見 晋	14 番	糸 井 満 雄
6 番	宮 崎 有 平	15 番	勢 旗 毅
7 番	伊 藤 幸 男	16 番	谷 口 忠 弘
8 番	浪 江 郁 雄	17 番	今 田 博 文
9 番	家 城 功	18 番	赤 松 孝 一

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書 記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総 務 課 長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	和田 茂
税 務 課 長	植田 弘志	下水道課主幹	茂籠 誠
住民環境課長	朝倉 進	水 道 課 長	吉田 達雄
会 計 室 長	飯澤嘉代子	保 健 課 長	前田 昌一
建 設 課 長	西原 正樹	福 祉 課 長	浪江 昭人

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長（赤松孝一） 皆さん、おはようございます。

本日、西村課長より欠席の届けが参っております。代理として茂籠主幹に出席をいただいておりますので、皆さんにお知らせを申し上げます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1、一般質問を行います。

15人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により順次質問を行います。

最初に、9番、家城功議員の一般質問を許します。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

約3年ぶりの1番目ということで非常に緊張しておりますが、よろしくお願いします。

今回、私は通告しておりますとおり、産業振興について、また河川や田畑の害虫について何点かの質問をさせていただきます。

最初に、産業振興について質問をさせていただきます。

この質問は、昨年12月定例会でもさせていただき基本的小お考えはお聞きしておりますが、少し具体的な部分、行政の役割について私の思いも述べさせていただきながら、町長、また副町長、教育長にもお考えをお聞きしたいと思いますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

当町では、京都府初となる中小企業振興基本条例が平成24年4月1日に施行され、早くも1年以上が経過をいたしました。この条例は、地域の事業者をはじめ、消費者、すなわち町民、地域経済団体、そして行政がそれぞれの役割の中で町ぐるみで地域循環型経済の構築を図るということを基本理念とされています。現在、行政でも15のメニューからなる産業振興施策を取り組まれ、また産業振興会議では、委員各位のお忙しい日程の中で、平成26年度の予算に向けた提言の作製に現在ご尽力をいただいております。

さまざまな意見交換がなされることは大変ありがたいことであると受けとめ、感謝しているところではありますが、そろそろ形にしていくなで、行政の果たすべき役割ということを再認識することが重要ではないかと考えております。今回はそういった思いの中で質問をしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

質問の1項目めですが、産業振興施策についてお聞きいたします。

もちろん、この施策は中小企業振興基本条例を念頭に置かれ取り組んでおられると思いますが、15項目のメニューを拝見しておりますと、ほとんどが補助事業であり、事業者や雇用者などそれぞれの対象に対しては支援ができていますが、本来、基本計画の理念である町ぐるみという言葉、また地域循環型の経済の構築を図るということについては余りつながっていないように感じております。その辺についてのお考えをお聞かせください。

2つ目に、この産業振興施策について、現在どういった利用状況であるか。また、今後の考え

についてもあればお聞かせいただきたいと思います。

3つ目に、私が感じる行政の役割とは、現在行っておられる方向性とは少し違いを感じております。何か補助することだけが優先されていて、もっとこの条例をしっかりと生かした取り組みが必要ではないかと強く感じております。私は常々、産業振興は担当課の商工観光課や農林課だけでなく、行政各課が意見を出し合い、連携を図りながら推進していくことこそが行政の本当の役割であると考えております。例えば、総務課や建設課、上下水道課も連携を図る中で取り組み、また教育とも連携をしていくこと、また福祉、財務の分野にあっても同じであると感じております。通告には幾つかの例を挙げさせていただきましたが、そういった連携体制は現在どのようになされているのかということをお聞きいたします。

4つ目は、私は、行政の職員の方も町民の方も当町に対しての熱い情熱とすばらしい意見、またアイデアはあふれていると感じております。あとは、それをどうやる気を持って取り組んでいくかが課題ではないかと感じております。行政の役割の中で、意見を吸い上げるだけではなく、方向性を示したり、コーディネートしていくことも必要であると感じておりますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

5つ目。私は、さまざまな分野で幅広い意見集約をする体制づくりこそ、産業振興を進める中で大変大きな役割であると感じております。また、この条例の理念にもあります町ぐるみという観点からも、いろいろな立場からいろいろな意見を聞き、産業振興やまちづくりに生かし、推進していくことが、行政が果たさなければならない大きな責任であると感じております。その先導をとる役目はやはり行政の分野だと感じておりますが、お考えをお聞かせください。

以上が、産業振興についての1回目の質問であります。

次に、河川や田畑の害虫についてお聞きいたします。

田んぼでは田植えもほとんど終わり、あたり一面の苗が育ち、これからいよいよ夏本番に向けて暑い日が続いていくのではないかと考えると、太っている私にとっては少し憂鬱な気持ちでもありますが、これからの季節は、河川や田畑でも、また家庭の庭や空き地などでも草木がどんどん生い茂り、草刈りの作業や手入れをされる方は多くなるのではないかと感じております。

そういった中で、毎年のように、ツツガムシ等の害虫対策について行政では広報を通して啓発をいただいているわけですが、被害に遭われる方がそれでもあるということをお聞きしております。ことしもマダニに刺されて入院された方もあるというような話もお聞きしておりますし、そういった状況を踏まえご質問をさせていただきます。

対策の啓発は、もっと早い時期にわかりやすく周知が必要ではないかと感じております。広報でお知らせするときも、写真つきのものや、応急処置や対処方法なども詳しく周知することが必要ではないかと感じております。また、有線テレビでも何度も呼びかけ、そういった工夫、また改善が必要ではないかと感じておりますが、いかがお考えでしょうか。

2つ目。以前は河川の堤防等で野焼きをされていましたが、消防、また環境問題などの非常に厳しい縛りがある中で、現在は行われておりません。行政が、地域や農業者、また消防、いろんなところと連携を図りながら行政の責任の中で取り組むことも必要ではないかと感じておりますが、いかがお考えでしょうか。

以上、産業振興について、また河川の害虫について1回目の質問をさせていただきます。ご答

弁、よろしくお願いします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

一般質問の第1番目の家城議員のご質問にお答えをしていきたいというふうに思います。

家城議員ご質問の1番目、産業振興についてお答えいたします。

まず、1点目の産業振興施策のメニューは補助事業であり、中小企業振興基本条例の目的である町民を巻き込んだ振興施策でないように感じるがについてお答えいたします。

本町では、与謝野町の産業振興施策を紹介するリーフレットを毎年度製作し、事業者の皆さんをはじめ、町民の皆さんに支援制度の概要をお知らせしているところでございます。議員ご指摘のとおり、リーフレットに掲載しております施策につきましては、そのほとんどが補助事業でございます。このリーフレットは、事業者の皆さんにこれらのメニューを活用していただくことにより事業の拡大等を図っていただき、地域経済の活性化に寄与していただくことを目的としているものでございまして、町民を巻き込むメニューというものでないということをご理解いただきたいというふうに思います。

町民を巻き込んだ施策につきましては、必ずしもこれらリーフレットに掲載されたものだけではなく、例えば自然循環型農業の推進でありますとか、中小企業振興基本条例の推進及び周知を図る事業として、与謝野町産業振興会議の企画による「まちグルメ in YOSANO」の取り組みをはじめ、町の観光振興事業等、他の事業科目で予算措置を行い、積極的に取り組んでいるところでございます。

また、諮問機関であります与謝野町産業振興会議では、現状の補助支援制度や、あるいは各種事業の現状を踏まえ、中小企業振興基本条例及び産業振興ビジョンに基づき、平成26年度の予算に盛り込むべきさらなる産業振興施策について現在積極的にご議論をいただいているところでございます。

次に、2点目の15の施策の利用状況はについて、平成24年度の実績によりお答えいたします。

まず、商工業分野における補助制度からお答えします。

創業等支援事業では、創業支援2件を対象に60万円を、また、事業拡大1件を対象に100万円をそれぞれ交付いたしております。人材育成事業では、3件を対象に7万6,000円を交付いたしました。新商品・新製品開発事業では、3件を対象に62万7,000円を、販路開拓支援事業では、1件を対象に14万8,000円を、商業活性化支援事業では、1件を対象に2万6,000円を、織物技術革新支援事業では、13件、40台の織機を対象に279万7,000円をそれぞれ交付いたしております。補助金が交付されるまでのつなぎ資金を貸し付ける産業振興貸付事業では、2件、62万3,000円を貸し付けをしております。

次に、金融支援の実績についてお答えいたします。

企業活性化支援利子補給制度では、55件を対象に約300万円を交付し、信用保証料補助制度では、82件を対象に805万円を交付しております。平成24年度に創設しました経営安定

緊急対策利子補給制度では、39件を対象に約98万円を交付しております。

続いて、雇用分野における補助支援実績につきましては、雇用促進奨励事業におきまして、6事業所19人を対象に342万円を交付しております。

最後に、観光分野における補助支援実績についてお答えいたします。

観光振興事業では、6件を対象に60万8,000円を交付し、与謝野ブランドロゴマーク利用促進事業では、3件を対象に10万5,000円を交付しております。なお、アンテナショップ支援事業及び企業誘致条例につきましては、申請がありませんでした。

次に、3点目の商工観光課や農林課だけではなく、他の課との連携を強化し、幅広い取り組みの推進が必要ではについてお答えいたします。

議員が例に挙げておられます町内業者への発注につきましては、従来からその考え方を基本としてまいりましたが、基本条例第5条、町の責務の中で、中小企業者の受注機会の増大について明記したことにより、入札制度のあり方と同様、物品や役務、さらには委託業務等の発注方法についてもガイドラインを作成すべく、総務課を中心に関係課で協議を進めているところでございまして、これらの考え方を職員に浸透させていくこととしております。

また、各学校の校外体験学習の内容も、条例を生かした町独自の町内でできるものに検討すべきとのご意見でございますが、本条例では学校教育の分野についても明記しておりますので、教育委員会をはじめ、小・中学校との連携をこれまで以上に密にし、町内産業に目を向けるきっかけづくりに努めてまいりたいと考えております。

例の最後に挙げられました町内施設、公園等に飲食や物販のできる体制を整えらるご意見でございますが、議員ご承知のとおり、道の駅シルクのまちかやをはじめ、リフレかやの里やクアハウス岩滝では町内の農産物や特産品を販売できる体制が既に整っておりますし、昨年度に完成いたしました阿蘇シーサイドパークにも管理棟を整備し、物販等ができる環境も整ったところでございます。

今後はこれらの施設だけではなく、他の指定管理施設など可能な限り多くの施設に行っていたけるよう働きかけを行いますとともに、民間のアイデアと発想、そして行動力でどんどん活用していただきたいというふうに考えているところでございます。

次に4点目の、当町にはすばらしい意見やアイデアがあるが、やる気を持ってどう取り組むのが課題。行政が方向性を示してコーディネートするやり方が必要ではないかと、それから5点目の、意見集約できる体制づくりの先導役に行政があるべきではとのご質問はまとめてお答えいたします。

さきにも述べましたとおり、産業振興についての方向性につきましては基本条例で明確に示しており、その理念に基づき、目的の達成に向けて、事業者をはじめ、町民の皆さん、経済団体、そして行政が中小企業の役割と重要性について共通認識を持つとともに、それぞれの役割について理解し、町ぐるみで進んでいかなければなりません。そういった動きの中で、当然行政はコーディネーターとして機運づくりを進めてまいるところでございますが、産業振興には事業者や町民の皆さんの主体的、自主的な取り組みが何より不可欠でございます。私は、中小企業振興基本条例の制定を契機に、自社の経営理念づくりに着手された商工会青年部のような取り組みがどんどん出てくることを期待しておりますし、そういった取り組みにこそ支援をしてまいりたい、支

援すべきだと考えているところでございます。

最後に、意見集約できる体制づくりにつきましては、商工業者、農業者で組織される産業振興会議を諮問機関として位置づけており、その事務局は商工観光課にさせております。また、商工会や農業者、農業団体との定期的な意見交換も既に行われておりますので、一定意見聴取はできていると思います。会議の中では、経営者の立場、住民の立場など、各視点から委員の皆さんに積極的に議論をしていただいておりますし、今後関係団体とのさらなる意見交換も予定されておりますので、そういった意味では広く意見集約ができるものと考えております。

いずれにいたしましても、主役は企業や住民の皆さんです。行政といたしましては、時には先導役、時には後方支援などその形はさまざまになると思いますが、多くの皆さんがかかわりあっていただくことにより、中小企業振興基本条例の理念が浸透され、多くの可能性を引き出してくれるものと考えておりますし、今後も本条例を生かした取り組みが進められるような基盤整備、環境整備、機運づくりをしてまいりたいというふうに考えております。

ご質問の2番目、河川や田畑の害虫についての1点目、対策の啓発はもっと早目にわかりやすい周知が必要ではないかについてお答えいたします。

マダニやツツガムシなどの媒介性感染症の啓発活動についてでございますが、京都府から国内患者発生の情報を受け、マダニにつきましては4月10日発行、広報よさの4月号で、ツツガムシにつきましては5月24日発行、広報よさのお知らせ版第171号にて情報提供するとともに予防方法を掲載し、注意を促してまいりました。また、これからマダニが活発化する時期であり、野外活動の機会がふえる時期にもなりますので、6月10日発行の広報よさのお知らせ版に、再度マダニとツツガムシについての情報提供及び予防方法を掲載しております。

今後におきましても、京都府からの情報を得ながら、有線放送、町のホームページ等で写真などを活用し、マダニ、ツツガムシを含むダニ類についての迅速かつ正確な情報提供及び予防方法を掲載し、注意喚起及び啓発活動に努めてまいりたいというふうに存じます。

2点目の、昔行われていた野焼きによる害虫駆除について、行政の責任のもとに地域や農業者と連携を図っての取り組みも必要ではないかについてお答えいたします。

まず、河川堤防のいわゆる野焼きでございますが、本町におきましては、河川と山が近接していることから、森林法に規定された「火入れ」に該当し、火入れを行うには町長の許可を受け、指示に従うことが必要となっております。

議員ご指摘のとおり、かつては河川堤防の火入れが広い範囲で行われておりましたが、近年は減少してきており、平成20年の春が8ヘクタール、ことしは5.7ヘクタールとなっております。減少の要因といたしましては、延焼を防ぐ対策、煙等周辺環境への配慮、事故の安全対策などについて、特に農家の方の高齢化や担い手不足もあり、対応が困難になってきたのではないかと推察しております。

このような状況を踏まえ、行政の責任のもとに地域や農業者との連携を図って取り組みが必要ではないかということでございますが、町といたしましては厳しい状況とは思いますが、農地・水・保全管理支払交付金を活用するなど、まずは地域が主体となった検討がお願いしたいというふうに考えております。ご理解をいただけたらというふうに存じます。

以上で、家城議員への答弁とさせていただきます。

議長 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、最初に補助施策ではないかということでお聞きをした中で、補助事業であるというご答弁をいただきました。

そういった中で、やっぱり町における施策というものは、現状がどう変わったのか。また、今後にどうつながっていくのかといったようないわゆる費用対効果というものが求められるのではないかと考えております。今、利用状況もお聞きいたしましたが、各メニューにそれぞれ3件から1件のご利用という中で、これをやったことによってどう変わっていくのか、どうあるべきなのかというような考え方は行政のほうで当然持っておられるとは思いますが、そういった状況に関しての思いがあればご答弁いただきたいと思います。

議長 長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、これらの補助事業につきましても産業振興会議等で見直しをしていただいたり、あるいは強化すべきところのご意見をいただきながら毎年こうした施策を打って出ていこうということでございます。今、先ほど申し上げましたように、非常に見方によっては少ないと思われるかも知れませんが、これによって大変助かったという方もございますし、それらの分析につきましてはもう少しお時間がいただく必要があるのではないかなというふうに思っております。

ただ、言えますことは、やはりこれらをきちっと見据えた上でどういった補助制度を打っていくのかがいいのか。もうこれは役目を果たしたと思われる補助制度もありましょうし、それら毎年やはり見直しをかけ、きちっと効果的にお金が回る、そうした使い方をさせていただくような知恵が必要かというふうに思っております。

議長 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 当然、この15項目のメニューにおきましては、それぞれ一項目ずつ設定された思いがあると当然思っております。そういった中で、やはりじっくりと検証しながら次にどうつながっていくのかということも協議していただけるように当然進めてはいただいておりますけれども、そういうふうに今後もよろしくお願いします。

次に、循環型経済の構築という分野で、3つ目の質問にさせていただきました、例えば公契約の入札に町内業者のできることは町内業者でやるという分野、また学校教育の中で産業振興を考えた教育も必要ではないかというような分も例を挙げてお話をさせていただこうと思っておりますが、2回目にやらせていただければいいかなという部分で、まず1つ目の公契約の入札につきましましては、それこそ少しずつではありますが条件つきという入札の中で、下請機能を町内に必ずしなければならないとか。例えば資材ですね。例えば生コンとかの調達には町内業者で必ずしなければならないとか、そういった限定をして町内が循環できるような仕事というのが大事ではないかなというふうに感じておりますが、そういったところを再度見直ししながら充実させていくことが必要ではないかというふうに思いますが、副町長、いかがお考えでしょうか。

議長 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ご質問にお答えをしたいと思います。

今、議員がおっしゃいましたように、町が発注をいたします工事の大半は、従来のように指名

入札ではなくて、一定の条件を付して条件付きの一般競争入札の形で入札を行っております。

議員のご提案のように、その条件付きの条件の中に、例えば下請業者は町内の業者に限定する、あるいは資材は町内で調達するといったような条件を付することについてのご提案でございますが、確かにそういった検討も以前に行ったことがあります。町が契約をいたします業者、すなわち元請の業者との関係、町が契約をいたしますのは、あくまで元請の業者さんとの契約でありますので、今お話がありましたように、元請と下請の間における内容を条件とすることにつきましては、あくまで民・民の契約でありますので、発注者である町が制限をかけることは問題があるということで、一定要望をすることはできても、そのことを条件に付することにつきましては、契約の自由性、あるいはその民・民との契約でございますので、事業の主体性を阻害するといった意味で問題があるという認識をいたしております。京都府でも、今議員がおっしゃいましたように、下請、あるいは資材を府内でということをや請することはあるようでございますが、あくまでこれは要請であって、そのことを契約の条件に付することについては問題があるという認識のようでございます。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 法律のことは余り勉強しておりませんのであれなんです。要請ができるということなら、強い要請をしていただけるように今後ぜひお願いしたいと思います。

せっかく町内業者が仕事を取られたのに、他県の業者が下請で入ってくるというようなことは非常に残念なことでありますし、やはり町内の仕事は町内でできる、これが中小企業基本振興条例の柱である地域循環型経済という部分に大きな役割を示すのではないかなというふうに感じておりますので、条件としてつけることができなくても要請ができるのであれば、ぜひそういった要請を強く求めていただける入札の仕組みというのを今後も取り組んでいただくことをお願いしたいのですが、いかがですか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 家城議員と思いは全く一緒でございます。せっかく町が発注をいたします工事です。ありますので、資材については、特殊なものは町内では無理かもしれませんが、それから金額が合わなければ無理かもしれませんが、下請につきましては、もうできるだけ町内業者の方をお願いをしたいということは従来からもお願いしていますし。

ただ、議員が言われますように現場を見ていますと、現場に入っている下請のトラックであるとか重機を見ていますと、町内業者でないケースがままあります。金額の面で折り合わなくて町外業者になったのか、いろんな経過があつて町外業者になったのかわかりませんが、せっかく数少ない町の発注工事です。ありますので、でき得る限り町内で下請等をしていただきたいということは従来にも増してお願いをしてまいりたいと思います。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、各学校の校外体験学習の内容も、こういった条例がある中で、循環型経済という部分を柱に置いた教育もしていくことが必要ではないかなというふうな例として挙げさせていただいております。

教育長にお聞きいたしますが、学校教育のプログラムをいろいろと相談される中で、こういっ

た中小企業基本条例というのは念頭の中に入っておりますでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。

あえて申しますと、先ほど町長答弁にもありましたとおり、特に学校での教具・教材等、必要なものにつきましては町内で調達することを第一とすべきということを学校のほうには担当のほうから要請しておりますし、そのように努めておるところでございます。

ただ、学校全体に中小企業振興基本条例そのものを説明したりする、そのようなことはやっておりません。以上です。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 教材等、また使用されるようなもんについては、そういった町内業者をというような取り組みをしていただいております。

私はこの基本条例にうたってある教育の分野でも、ただそういった買い物だけを町内ですればいいというような理解はしておりません。例えば、先ほども言っておりますが、例を挙げますと、江陽中学校の2年生の校外学習の例を挙げますと、行き先は兵庫県のほうです。バスに乗って兵庫県のほうに出向いて、教材費として、何か石を削る勉強をしてきたというようなことで教材費を払って、また会場使用料も当然兵庫県のほうに払って。そういった中で、各自で持ち寄った米を飯ごう炊さんしてご飯を食べて、スーパーで買ったような食材を使いながら何かおかずをつくって帰ってきたというような話を聞いております。

これ一つに挙げましても、例えばこの地域循環経済という部分を考えますと、当町には、例えば池ヶ成等のキャンプ場もございます。そういった中で、例えば勉強するのであれば、間伐材の勉強をするとか、防風林の勉強をする。また、地域の方のお話を聞く、そういったことも地域経済の構築につながるといいますし、例えば飯ごう炊さんをするにしても、町の農業の方がつくられたお米を使って、そのつくり方などをお聞きしながら飯ごうでご飯を炊く。また、おかずをつくるにしても、地域の方がつくられた野菜を使う。そういったことも循環型経済の構築につながっていくのではないかなというふうに考えております。

先ほども言いましたように、教育の分野でも中小企業振興基本条例にはうたってありますが、ただ単に物販を購入する分野だけではなく、そういった教育にも生かしていけるような取り組みが必要ではないかと考えておりますが、教育長、いかがお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。

学校で行います教育活動につきましては、それぞれの教育的効果といいましょうか、狙いがあるって活動をしているわけでございます。したがって、一つ一つを取り上げていきますと、先ほど議員がご指摘のように、例えば飯ごう炊さんもその活動の中の一つでございます。したがって、トータルで見えていく必要があると、そのように考えておるわけでございます。

しかし、議員のご提言につきましては示唆に富んだところもございますし、今後学校等にも紹介しまして、地元でできることは地元でぜひするということとは助言してきたいと、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） ぜひ、そういった分野でもこの条例が有意義に活用されることをよろしく願いいたします。

次に、以前、旧野田川の時代から不況対策という一貫の中で、職員の皆さんが課を越えて意見交換をしていただいたというようなお話をお聞きしたことがございます。そういった中から住宅改修助成事業や商品券事業などの非常に効果、また成果の上がった事業も生まれているというようにもお聞きしております。

そういった、現在、課を越えた協議、またいろんな各課の職員間の会話、また話し合いみたいなのは現在続いているのではないかなというふうに感じておりますが、その辺は町長いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 旧町時代に不況対策ということで、各課から挙げたものを一つの17項目にまとめまして、それらを全てやってきた経過がございます。そうしたことも一つの方法ですけれども、今、新町になってからも同じような形でまちづくり本部会というのをやっておりますし、そこには各課が抱えている問題、あるいは全体で知っておくべき中身について、月に1回、それまでに回覧等で若干皆さんにお知らせする中で、最終的にまちづくり本部会の中できちっとまとめていくような、そういうやり方をしております。そのほかには、そこへ至るまでに各課がそれぞれ私のほうなりに相談がけをして、こういう方向性でいくというような相談協議をした上でまちづくり本部会にかけて、全体でそれを検討していくという、そういうやり方で進めております。

ですから、今はやっていないのではなしに、むしろそういうことを考えてみますと、全体的というよりも、各課のいろんな調整を含めると、結構多くの時間をそうしたものに費やしてきているのではないかなというふうに思っております。昔は1週間に1回でしたけれども、今は月に1回というふうな格好になっていますが、問題があるときには緊急にそうしたものも開いたりして対応をしているところでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 済みません。ちなみに、そのまちづくり本部会というのはどのようなメンバーで組織されとるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 管理者で組織をしております。町長、副町長、教育長、そして各課の課長。また、課長が出られないときには、それにかわるべき者が出席をして、全て課へ伝えるという、そういう形でやっております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 恐らくそうではないかなという思いがなぜあったかという、恐らくそのまちづくり本部会というのは、各課の調整が主体ではないかなというふうに感じております。私が先ほども言いましたのは、どんな職員からどんな発想は出てくると思いますし、各課でその意見を吸い上げるのではなく、課を超越した中で話し合いをしていく中で、「ああ、こういうこともええん違うかな」という話し合いができれば、その各課の意見をまとめるだけでなしに、いろんな参考になる、そういった機会をつくっていくことが大事ではないかなというふうに思っているんですが、その辺はいかがでしょう。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 各課の意見を課内でまとめたもの、あるいは課内でいろいろと出たものを持ち寄った中で検討をしておりますし、また、提案をしたい、そういう職員があれば、それらも受け入れる、そうしたシステムもつくってやっていこうとしているところでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 1回目の質問でも言いましたが、当然町民の皆さんもすばらしいアイデア、意見はお持ちです。また、職員の皆さんもすばらしいアイデア、意見、また考え方、特に自分が仕事をしていく中で町はこうあるべきではないかなという思いは強いんじゃないかと思っております。そういった中で、各課、自分の課だけで自分の課の課題を話し合う、それは当然大事なことですけれども、自分の課以外のことも考えていく中で、かた苦しくではなく、自由に意見交換ができるような場もぜひつくっていただきながら職員間の連携を図っていただいて、何がいい、何が悪いではなく、こんなことができるん違うかな、あんなことができるん違うかなという意見を出し合うということが行政のまずやるべき分野ではないかと感じておりますので、ぜひその辺をよろしくお願いいたします。

次に、産業振興会議については、各代表の皆さんが非常にお忙しい中で、先ほども言いましたが、平成26年度予算に向けての提言を今現在つくっていただいとるところでございますが、私が申し上げたい部分につきましては、そこはその分野で非常にお世話になっておましてありがたいという中で、先ほどの役場の内部の話ではないですけれども、例えば産業振興会議に集まっておられる方は、ほとんどが経営者、また生産者であります。そういった立場からの意見というのは当然集約していく必要がございますが、ある面、逆に、例えば従業員さんの懇談会を持つとか、例えば学校の先生に来ていただいて現場の話を聞くとか、そういったことも当然、中小企業基本条例を制定して町ぐるみで取り組んでいく中には必要ではないかというふうに感じております。ただ単に同じ方向から物事を考えていくと、例えば経営者の方が経営者の立場で考えたところで、消費者の立場というものが100%生かされるのかということ、なかなか難しいのではないかなと。そういった中で、そこで働く者が、もっとお客さんにこういうことがしたいんだけどなというような意見を出す、そういった場があってもいいんじゃないかなというふうに感じております。

そういったコーディネート、また先導をとる役割というのが行政にあるのではないかなと。現在、地域懇談会も毎年のようにしていただいておりますが、ここ数年はテーマを設けた地域懇談会になっております。そういったものとは別として、もっと気軽に町内の方がお越しいただいて好きなことを言うていただくような話し合いができるような場所があってもいいんじゃないかなというふうに感じますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 産業振興会議の中には、経営者、農業者、また福祉関係、そして一般の消費者の立場から、また経済団体、金融機関等々がオブザーバー等に入っておられますし、町内での産業振興を進めていく上で、いろんな視点からのメンバーが入っていただいております。

ですから、そうした方の中で、先ほど少し申し上げましたけれども、会社の経営をしている若手の商工会、青年部の方たちが中心になって、やはりまずは自分たちの会社の足元を見直す必要があるということで由布院等へ視察に行かれ、その中で向こうの経営者とお話をされたときに、

行政に頼ってはいけませんと、自分たちでやったりやるということをしなくてはいけませんということに気づかれたというお話も聞かせていただきました。その中で、まずは自分の会社の経営、基本的な理念をどうするか。そしてその中で、先ほど言われたように、従業員の方との話し合いの中で、まずは自分たちの会社そのもののあり方等々を論議していくというようなステップを踏む中で、また産業振興会議そのものが非常に厚みを帯びた中身になっていくというふうに思っております。

ですから、その辺に私自身は期待がしたいと思いますし、好きなことを、好きなように言うときは、それはいろんな場面で自由にできることですので、そうした機会というよりも、今ある課題についてやはり真剣に集中して考えていく、そういう場面が産業振興会議だというふうに思っております。

また、その中で、これは岡田先生がおっしゃっていたことなんですけれども、よその町と違う、非常に与謝野町は素晴らしい取り組みだと言ってほめていただきました点が、あらゆる分野から人が入ってけんけんがくがく、それも非常に短い期間に何回も会議を開いて条例をつくり上げた。そしてつくり上げて、町に、「はい、こうです」という答申をするだけではなしに、産業振興会議そのものが推進役としてやっていく母体だというふうにこの振興会議が位置づけられていること、それが非常によその町とは違う素晴らしい取り組みだというふうに言っていました。

それには、それぞれの立場から、また行政は行政として町の職員がやるべき、その産業振興会議がスムーズに進むような資料集めをしたりとか、そうした下支えをしている。それがうまく組み合わさってこうしてできたそのあらわれが、昨年7月に開催されました、みずから振興会議の方たちが企画をし、そして進行されましたシンポジウムにそれがあらわれているとおっしゃっております。本来はというよりも、多くの町は行政が段取りをして、出て、こういう条例ができたということをするんですけれども、その会議の中から自発的な形で、せっかく自分たちでつくった条例だから多くの町民の方に知っていただこうと、そういう思いであのシンポジウムを開かれたわけですし、そのことが非常に全体で町ぐるみでやっていこうという、そういう気概を我々に示していただいたものと思っております。

今回もまちグルメ in YOSANOということで、町内のいろんな飲食店の方たちが力をあわせて、年に何回か町の中を回ってもらう、そうした取り組みをやろうと企画をし、それがこの春されました。また、秋にもされるというふうに思いますし、そうした全体でこの地域を盛り上げていこうという、そういう芽がやっとうち始まったというふうに思っておりますし、いろいろとあるうかと思いますが、やはり一歩ずつ、一つずつ成功させていく、そういう体験が広くまた次につながる大きな力になるものだと思っておりますので、やはり今いただいたいろんなご提言も含めて、また産業会議の中でご議論いただくような形になればというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 当然、今町長がおっしゃいました産業振興会議の皆さんのご努力、またご尽力につきましても理解はさせていただいております。産業振興会議のほうには何度も足を運ばせていただきまして、私も傍聴をさせていただいております。そういった中で、当然メンバーの皆さんにはお世話になっておるわけですが、そういったものとはまた別に、一般の意見を交換できるような場所も必要ではないかという話をしている質問なんです、そういった中で、産業振興会議

の皆さんと、参加されとる皆さんとお話しする機会も多くあります。その中で印象的な言葉というのが、「この振興基本条例は、当然町民の力でつくりました」と。「つくったのは我々です」と。「我々はつくった責任の中でそれを果たしていく義務がある」ということはおっしゃっておられました。「しかしながら、制定をされたのは、施行されたのはあくまでも行政であり、それを認められたのが議会ではないですか」と、そういったお話をされた人もおられます。「そういった中でそれぞれの役割の中で何ができるのか、何をしなければならないのかということを考えていただくことは、我々だけが一生懸命動いてもだめなんですよ」というようなお話を、委員の皆さんではないですけども、委員の方からしていただいたことがございます。

そういった中で、今回私は行政がすべき役割というのをテーマに置いて質問をさせていただいております。そういった中で、当然産業振興会議は振興会議の会議としてお世話になっとるわけですので、それで今後も進めていただきたいと思っておりますが、そういったまた違った分野、先ほどの職員間でも言いましたが、自分の課だけで自分の課だけの話題を話し合うのではなく、異業種の、例えば自分の仕事から見て、あなたの仕事のこういうことはこう思いますよとか、そういったことも意見交換をしていくことが産業振興につながる近道ではないかというふうに感じておりますが、その辺、再度もう一度ご答弁お願いします。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 産業振興会議の委員さんの言われたことは、まさしくそのとおりだと思いますし、その町民の方と産業振興会議、あるいは町とつないでいく役割をしていただくのが、まさしく議員さんの役割ではないかと思っております。やはりいろんなそれぞれの議員さん、それぞれのいろんな人脈があるわけですから、その中で意見を聞かれたことをやはり産業振興会議に反映する、あるいは町のあれに反映するという、そうした間を取り持っていていただくとおっしゃいますけれども、そうした活動も議会の議員さんの役割の一つではないかというふうに思います。そうした、今ご発言いただいたことも一つの参考にさせていただきたいというふうに思います。

職員の、これは産業振興にかかわらず、先ほども申し上げましたように、そうした入札制度が変わった、それらについてもやはり徹底して職員に知らせ、同じ考え方で進めていくような、そうした教育的な場面も必要でしょうし、また、自由に話を聞くということも必要かというふうに思います。

今のところ、いろんな形で職員からの提案を吸い上げることはシステムがきちっとは整っておりませんが、ある程度のことは課を通じて我々の耳にも届いてくるということでございますので、それらについてももう一工夫する必要があるかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 今回、私のこの産業振興についての質問は、ほとんどそういった委員の皆さんとの話の中で生まれてきた質問でございます。そういったつなぎ役をしておるわけでございまして、なかなか伝わらんのかなという思いもあるわけですが、こういった思いが、委員さん、委員会でもまた違う意見も述べられとる方も当然おられます。そういった中で、こういったことも大事ではないですか。それを議会で言うてもらうことが議員さんの務め違うんですかというような中で、私は質問を今回させていただいております。

副町長、現場の責任者というか、職員の皆さんの現場の責任者として町長のほうも進めていく

というふうにおっしゃっていただきましたが、ぜひ職員間の話し合いというのは強化していただくことが大事ではないかなと。それこそがまちづくりにつながっていくというふうに私は確信しておりますが、その辺いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど町長が申し上げましたように、この間、この議会の中でも職員の提案制度をもっと充実したらどうかというご意見がありました。それを受けまして、今年度、常に全職員が自由に意見、提案ができるような制度をホームページのパソコンの中に設けました。

常日ごろから職員のいろんな提案、それから各課の話し合い、そういったことは進めていきたいですし、いただいておりますけれども、まちづくり本部会は、あくまでまちづくり及び行政改革推進会議という名称でございますので、そういったいろんな職員の意見、思い、気づきを受けとめていきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） ぜひよろしくお願いします。

産業振興のほうで、最後に委員さんのほうの印象に残った言葉の中でもう一つお話しさせていただいておきますと、行政だけではないと思うんです。これは議会でもそうだと思いますし、また一般の企業でもそうではないかなという感じはあるんですが。「ある目標をつくって、そこまで向かって取り組みはされる」と。「だけど、一定のところまで来ると、そこで満足をしてしまわれる。そうではなくて、目標に近づけば、その目標をさらに上げて次の目標に向かっていく、そういうような取り組みをしていくことがまちづくりの大事な部分ではないでしょうか」というようなお話をされました。

私もそのとおりだと思います。行政だけではなく、我々議員でも同じだと思います。とりあえず目標が達成できたからそれでいいのではなく、目標に近づけば、さらに目標を上げる。当然限界もありますが、その限界にいかにか立ち向かっていけるか、そういうことが大事ではないかなと。そういった姿勢の中で、日ごろの業務はもちろんですが、そういった話し合いもしていただくことが、何よりもこの町が合併して与謝野町になってよかったと町民の皆さんが思っていたける分野ではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

時間がございませんので、あと田畑の害虫についてご答弁をいただきましたが、先ほど啓発の日も言うていただいたんですが、大変残念なことに、いまだに刺された方は啓発前に刺されまして入院をされております。余りこういった虫が大きな病気につながるとかいうような私にも意識はないんですが、やはりどんな虫かもわからない。そして、どういった対処をしていいかもわからない。その方も、かまれたときに体に残った菌ですか、何かそれを取った瞬間に熱が回ったと、毒が回って熱が出たというようなことでございます。ひどくなれば、皮膚をえぐって対処しなければならないというような処置もされとるみたいです。そういった中で、やっぱりわかりやすく、どういったときにはどうするんだということも、ましてや、刺される前に、時期になる前に啓発がしていただければと思います。

その辺はお願いしておきまして、私の質問を終わらせていただきます。

議 長（赤松孝一） これで、家城功議員の一般質問を終わります。

ここで45分まで休憩をいたします。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午前10時45分)

議長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、一般質問を再開いたします。

次に、15番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

15番、勢旗毅議員。

15番（勢旗 毅） それでは、平成25年6月第51回定例議会におきまして、兼ねて通告しております3点について、ただいま議長のお許しをいただきましたので質問をいたします。答弁をよろしくお願いいたします。

第1点目の質問は、文化・工芸の里を含んで周辺の整備計画についてお伺いいたします。また、この要望、この質問を出しました以降、6月議会にも補正を組んでいただきまして、この工芸村の一番下の部分の駐車場の整備が今回提案をされてありまして、私ども非常に評価をしておきたいと、このように思っております。

それで、5年ほど前からこの工芸村の方々によって春の「緑の手仕事展」というのが開かれております。私も行けるときに応じて行っておりますけれども、ことしは同僚の議員さんであります杉上議員さんとともに出かけてまいりました。

平成4年度に、旧加悦町で与謝蕪村や与謝野鉄幹など、町とのかかわりの中で引き継がれてきた文化の薫り高い歴史を生かす、こういうことで丹後ちりめんの産地としての連携も視野に入れながら工芸村をつくろうということで、約2万7,000平方メートルの土地を買収をして、町の伝統産業と連携したものづくりということでこの集積地を創出するという、あわせて地域活性化を図るとの目的で整備をされてきました。当時の丹後リゾート構想の中でも主要な施策として位置づけられまして、地域の工芸創作活動を通じた幅広い異業種交流の場にしようということから、当時は京都市内からの参加も多く見込めるということで、後継者の育成を図る視点からも工芸村は大きな期待でありました。

しかし、この工芸村も時の経過の中でいろんな課題が生まれ、平成19年5月のこの臨時会におきましては、この工芸村のあり方を巡って熱心な議論がされてきました。その後、町は活性化計画を立てられ公表をされてきましたが、大きなアクションが起こったとも思っておりませんし、その大きな変化もないと、このように思っております。この計画では、入村要綱の改正で、これまでの手工芸に、文化、芸術関係も加えて入村可能範囲の用途を広げる。それから、入村者の決定について運営会との協議の廃止や、運営会への強制加入の廃止、それから未分譲地の早期販売についての方針やイベント広場の活用、分譲を視野に入れた活用方法の研究、そしてリフレかやの里、道の駅、ケーキ工房等との一体的な運営によりまして面的な交流、にぎわいを醸成するため連絡会の設置がうたわれております。しかし、現在の状況は町が管理している未分譲地の活用方法も含めてそのままにとどまっております。最近では不動産屋の看板が目立つ状況で、環境もどんどん悪くなっている、このように思えてなりません。

そこでお伺いしますのは、平成19年度に一部福祉施設への転換が提案されましたが、議会で否決された経過がございまして、このことは所期の目的を完遂せよとのことだったと思いますけれども、あれから6年が経過したわけですが、このとき立てられました整備計画、その後どのようなになっておるのかお伺いをいたします。今年はひまわりの畑が桜内に置かれることで、リフレ

かやの里とこの工芸村、さらには江山文庫との連携によりまして、大江山運動公園、道の駅と一体化した観光拠点となる可能性を秘めております。ここには、見る、参加する、食べると、こういう機能があるわけですが、工芸村そのものの今後の計画についてのご所見をお願いをいたしたいと思っております。

2点目の質問は、町の後援等に係る基準についてお伺いします。

よく講演会や文化行事、各種イベント等が、町内外にかかわらず後援の依頼があると思っております。通常、町が後援をする場合は、その事業が奨励できるものであり、事業そのものが及ぼす波及効果も大きな目安と考えられていると思っておりますが、また、他市町での取り組みの場合は、関係市町も後援をされているかどうか一つの目安になろうかと思えます。また、後援の効果としては、ポスターやチラシに、「後援、与謝野町」の文字を入れることができるわけで、逆に言えば、町にとっても名前が表示される、このことが大きなプラスとも考えられます。以前、講演会があり、これは教育委員会が後援をされていることについて私どもにも質問があった件がございましたが、これは文科省の後援がされておるということでございまして、町民の方にも納得していただいたことがありました。多くの町民も、やはりこの後援というのは一定関心を持って見ていらっしゃるなど、このように思っております。

今回お伺いいたしますのは、5月の中ごろでございましたが、丹後の住民の方が企画をされ、従来から実行委員会が宮津会館で講演会を主催されてまいって、今回も約800名が参加される催しが計画をされました。そのチラシを見せていただきまして、後援は宮津市、京丹後市、伊根町、宮津商工会議所、京丹後市の商工会、与謝野町商工会、伊根町商工会、こういうことの後援を受けているんですが、与謝野町の名前がございませんでした。そこで主催者に聞きますと、与謝野町では、これは断られたと、こういうことでありました。その前後の事情を聞いてみますと、どうも私は頼まれた側にも誤解があったのではないかなというふうに思っておりますが、この場合の基本でございます与謝野町後援等に関する規定を見ましても、第3条では、後援等は次の各号の全てに該当する事業に限り承諾するとされております。この第3条を見てみますと、(1)では、町民福祉の向上、地域の発展及び町政の推進に寄与する公共性・公益性の高い事業等であること。また、個人または民間団体等が主催する場合にあっては、町政とのかかわりは極めて密接なものであること。

(2)は、広く一般町民を対象とした事業であって、原則として、京都府丹後広域振興局管内及び中丹振興局管内が開催地であり、開催地の自治体が後援を承認していること。ただし、町民の幅広い参加が期待できる事業、または町を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りではない。

(3)番目は、事故発生のための十分な配慮や、万一の場合の応急体制の確保、補償措置等が確認できること。

(4)では、主催者が参加者から入場料、その他費用を徴収するときは、徴収の目的が適正かつ明確であって、利益を目的としていないこと。このような条件がつけられた条文がございます。

それでは、今回の場合の効果を聞きますと、直接その講演を聞かれた方というのは、その講演についての勉強といいますか、学ばれる機会を与えられたということになりますけれども、同行されたファンの方が京都から30名、それから自分で参加をされました舞鶴から京都市内までの

方が20名余りと、全員が丹後地方にて宿泊。講演会当日は、半日であっても伊根町までの区間を見学をされたということで、経済的な効果も期待できたのではないかと思います。

この後援、いわゆる名義を貸すと、町の名義を貸すというこの大きな効果が、周辺を巻き込んで場合によってはあるのではないかと、このように考えております。それを規定を細かく、解釈を例えばし過ぎまして、別に選別したり、申し込み団体の名前だけで後援が受けられないということがあってはならないのではないかと思います。むしろ後援した行事はホームページやKYTで紹介しても私はいいのではないかと。また、そういった自治体もございます。そのように思っております。

このような後援、あるいは協賛等についてどのような要望が町のほうに参っておりまして、どのように答えられているかということをもっと伺いをいたします。

それから、平成24年度の後援についての資料を見ますと、37件について承認がされています。承認がされなかったケースというのがどのくらいあったのか、あるいはなかったのか。この場合、この規定のどこに抵触している場合が多かったかについて伺いをいたします。

第3点目の質問は、緑の少年団の創設、育成についてご所見をお伺いいたします。

この緑の少年団が、現在の国土緑化推進機構の呼びかけで始まってから50年余りになったと言われております。平成28年秋には、第40回全国育樹祭が京都府の会場で開催をされると、このように聞いております。平成3年には、京都府で第42回全国植樹祭が、天皇、皇后両陛下を迎えて行われました。あれから25年がたつわけですが、育樹祭は、親が植え、子供たちが育て、利用し、また植えるとの理念で開催をされると聞いております。本町も、町の面積の約8割が林地の町として、山にかかわる機会をつくる必要があるとの立場で緑の少年団の結成に町が関与してもいいのではないかと、このような立場で伺いを町長と教育長にいたしたいと思っております。

もともと、全くその緑の少年団の素地がなかったというわけではなく、旧加悦町では2つの地区で担当者が努力をされて育成をしてくれた時期がありましたが、その後の子供たちの減少の中で自然消滅をしたと思っております。

全国の緑の少年団の活動は、大きく分けて3つの活動で構成されています。学習活動の分野では、緑の働きについての学習やシイタケの栽培、山に入っの野鳥や植物、昆虫などの観察会。ボランティア活動の分野としては、緑化フェアへの参加、公園の木々に表示板の取り付けなど。レクリエーション活動の分野では、近くの森や公園を使っのハイキングやキャンプ等がされています。

本町の場合も、森林の保全や、森林の持つ大きな役割なり機能を最大限引き出す施策が生まれ、総合計画でも100年先の暮らしへつなぐ林業として、今の恩恵を未来に引き継ぐために森林を守り、育てる必要性がうたわれています。しかし、現実にはどんどんと森との距離は離れているのではないかと、このように思っております。誰もが森や森林の大切さは理解をしておりますが、有効な施策がなかなか打ち出せない。

全国では、ことしも「わくわくする。森をつくる」という統一スローガンのもとに緑化キャンペーンが展開をされまして、緑の羽根の募金もありました。6月の補正でも、リフレのボイラーにしても、森林資源の商品化の方策として支援するための財政諸施策、財政支援だと思っております。

ますし、奥滝の深山にもたくさんの治山堰堤がつくられました。与謝野大江山山系にも、近年たくさんの治山堰堤の整備が進みました。これらは町の取り組みに京都府や国がこたえてくれた結果だと思っております。

5月に、太田町長は「お母さん町長奮闘記」と、こういう本を出版されましたが、今日までの町長の活動や思いがよくわかりましたが、特にガールスカウトで活躍をされとる、この辺を読ませていただきますが、この緑の少年団も森に入って活動するばかりでなく、ボーイスカウトやガールスカウトの皆さんと同じような活動が全国で展開をされています。

町長にお伺いをしたいのは、施策の基本に環境、自然をキーワードとした取り組みが進められておりますが、この緑の少年団についてもできるところからやっていく、こういう方法で町が呼びかけ、与謝野町からも、平成28年、京都府会場で開かれる予定の全国育樹祭に、ぜひ緑の少年団を派遣して盛り上げることができればとお願いをし、考えております。

次に、教育長に同じく緑の少年団にかかわってお伺いします。

以前、私は学校林の現状についてお伺いをいたしました。その答弁では、学校が学校林にかかわれないことがはっきりしたと同時に、学校へも教育委員会が積極的に関与をなかなかしにくいと、そういう状況もお聞きをしました。これにつきましては、地域や財産区を含めた取り組みが進むような形にすることが大切ではないかと、このように考えておりますが、さらにこのときの答弁では、「自然環境を保護していくことは大事だが、田んぼや畑までは取り組めるが、森についてはなかなか取り組めない」、こういうお話を聞かせていただきました。一つの教育委員会としての研究課題というお話を聞かせていただきました。

緑の少年団につきましては、小学生にしても、中学生にしても年々少子化の進む中で、子供一人一人にかかる役割もふえ、緑の少年団どころではないとの思いもありますが、愛護会活動はどこでもあるわけで、可能なところから現在の活動にかぶせていくところからの取り組みでいいのではないかと、このように思っております。例えば、平成23年度、全日本学校関係緑化コンクール、学校林等活動の部で特選をされました広島市のある小学校の場合は、ひまわりを代々採取して育て、幸せのひまわりとして2年生の道德の時間に教材として活用されている例が紹介をされています。

このように取り組み方はいろいろあると思います。緑の少年団を手がけられるところから進めていき、このような方向を教育委員会でお認めいただくことについて、教育長のご所見をお願いをして1回目の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 勢旗議員ご質問の1番目、文化・工芸の里の周辺の整備計画についてお答えいたします。

1点目の工芸村周辺の整備計画についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、与謝野町文化・工芸の里については、旧加悦町で加悦町工芸村構想として、町の伝統産業であります丹後ちりめん関連の生産との整合、共存を図りつつ、手工芸を中心とした多品種のもののづくりの集積地を創出し、町の活性化を図る目的で、平成2年に用地買収、平成3年に用地造成と基盤整備などによりエリアが構築され、平成4年から分譲を開始し、既に

21年が経過しております。現在、22区画中17区画が個人財産となっており、残り5区画につきましては買い手がいない状況であります。現在もなお、所期の目的に沿って工芸の里が形成されております。

開村当時より、秋には入村者で組織されます工芸の里運営会の主催により「秋季工芸フェア」が開催されておりましたが、平成21年度から、この取り組みは「新緑の手仕事展」として継続して実施してこられ、これを楽しみにしておられるリピーターも多いと聞いております。また、体験の受け入れにつきましては、当初、近隣市町に体験等を受け入れる施設がないこともあり、一定の来場者があったようですが、現在では受け入れ側、入村者の都合により、体験できる工房が少なくなってきたというふうに聞いております。

このような状況の中、与謝野町の夏の風物詩となりました「ひまわりイベント」が、平成25年度から会場を金屋地区に移動し、イベント名も「与謝野町ひまわりフェスティバル」としてリニューアル開催することとしておりまして、これを契機に、工芸の里の駐車場の舗装工事を本年度で施工する計画としております。この機会に工芸の里の各工房の皆さんや、リフレかやの里、道の駅、加悦SL広場など周辺地域との連携を強化し、イベントとの相乗効果により新たな工芸の里の活性化や仕掛けづくりにつなげていき、この地域のさらなる活性化を目指したいというふうに考えております。

次に、2点目の質問、リフレかやの里やひまわり畑とどう連携していくかということについてでございますが、さきに述べましたとおり、ひまわりイベント開催地がリフレエリアに移動します。去る4月20日に第1回ひまわり実行委員会を開催させていただきましたが、リニューアル開催に伴い、実行委員会の委員選出団体につきましても、イベント会場周辺の観光関連施設・団体との連携は欠かせないものとして、リフレかやの里や与謝野町文化・工芸の里はもちろんのこと、道の駅、加悦SL広場からも実行委員をお世話になり、活動していただいております。また、毎年11月に、あつふるふぁーむのりんご祭りを中心として近隣施設が秋の感謝祭を実施しておりましたが、昨年からリフレかやの里運営協議会を中心として、リフレかやの里はもちろんのこと、加悦SL広場、道の駅、文化・工芸の里、江山文庫、あつふるふぁーむ、誠武農園、森の直売所が連携して「滝・金屋命の里」秋の大感謝祭を開催され、成功裏に終わったとお聞きしており、ことし3月には第二弾イベントとして春の大感謝祭も開催されるなど、既に連携し、イベントを開催していただいております。

次に、3点目の観光の位置づけをしっかりとということですが、与謝野町観光振興ビジョンでは、ちりめん街道から加悦SL広場エリアを網羅した「昭和モダン・シルクの里もてなしゾーン」として位置づけております。その中でも、先のリフレかやの里を中心としたエリアを「与謝野文学といやしもてなしエリア」として位置づけ、整備方針として、道の駅、加悦SL広場でふれあいと、江山文庫で与謝野文学が味わえるエリアとして、リフレかやの里、散策路の整備、イベント開催などの展開を進めることとしており、今後も引き続き関係施設と連携し、イベントを通じて、観光における位置づけをしっかりとしていきたいというふうに考えております。

2番目の、町に対して後援や協賛の要望は多くあると思うが、単に名前だけの希望から名実の支援を求める団体等、町内外からの要望にどうこたえているかについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、年によりまして多少の変動はあるものの、平成24年度に後援会の依頼

があり承諾いたしました件数は37件と多くのご要望をいただいております、町といたしましても、与謝野町後援等に関する規程を制定し、当該規程に基づいて事務手続を行っているところでございます。

ご承知のとおり、毎年さまざまな団体等の皆様方がさまざまな事業を主催、実施されておりますが、後援等の依頼申請をいただく中で、先ほど申し上げました規程の第3条で承諾の基準を定めて、町民福祉の向上、地域の発展及び町政の推進に寄与する公共性・公益性の高い事業や町政とのかかわりが極めて密接な事業などを基本に後援等をさせていただいております。また、本町における後援等の承諾は、原則として名義使用に限らせていただいております、他の自治体におきましても、名義使用に限り承認する運用が広く一般的となっているようでございます。

いずれにいたしましても、後援等に関する規程に照らして、該当する事業につきましては、これまで同様に積極的に後援等を承諾していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3番目の、緑の少年団の結成に指導をについてお答えいたします。

緑の少年団は、昭和35年に現在の社団法人国土緑化推進機構の呼びかけで始まり、「緑を愛し、緑を育てる」という目的で、学習活動、ボランティア活動、そしてレクリエーション活動を行っている団体であり、3,800団体、33万人の規模であるとされております。

現在、本町内には緑の少年団はございませんが、以前は2地域2団体が活動されておりました。しかし、いずれも少子化による団員確保と世話人の確保が困難になり、解団に至ったと承知しております。

この緑の少年団の結成につきましては、手引きによりますと、「少年団の結成は、意欲と情熱のある人々が協議して団の運営方針などを決め、関係方面の理解と協力を得て団員を募集することから始まるのが一般的」とされています。したがって、結成を考えておられる地域がございましたら、町といたしましてはご相談に応じ、可能な範囲で協力をさせていただきたいというふうに考えております。そして、議員同様に、京都府が平成28年度に開催の意向を示しております全国育樹祭、さらには、同じ年に本町で開催予定の全国椿サミットなどに緑の少年団が参加をするということは、地域の活性化や林業の振興等につながるものというふうに考えておりますので、結成に向けましての地域の意欲と情熱に期待をするところでございます。

以上で、勢旗議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 勢旗議員の緑の少年団に関しまして、私への質問に対してお答えをさせていただきます。

基本的には、緑の少年団の結成につきましては、先ほどの町長答弁のとおりだと私自身も思っております。しかし、その緑の少年団が結成されますことにつきましては、もしされることとなりますならば、私もとしましては、大きくは2つの観点から歓迎したいと、そのように思っております。

一つは、やっぱり環境教育の一環でございます。やはり、まず環境は身近な自然をどう守り生かしていくかということにあるかと、そのように思っております。その意味で、本町のように緑豊かな自然に囲まれたところは、一番身近な環境を考えていく土壌があるわけですし、大切

なことだと思っております。

それと、もう一つにつきましては、異論のあるところ、論議があるわけでございますけれど、学校週5日制にかかわりまして、その土曜日の活用ということにつきまして学校週5日制がスタートしたときには、地域での子供たちがどう活動していくかということにつきましていろいろ町民の皆さん、地域の皆さん方にご協力を得まして今日まで来ているわけでございます。しかしながら、多くのその取り組みが1つ、スポーツ関係に偏っているという、そういうところもございます。大変ご苦労になっておるわけでございますし、感謝申し上げておる次第でございます。しかしながら、近年ちょっとそのスポーツのほうに入らない子供たちが出てきたということ、そして、そのチームを編成するのにも若干苦労しているという、そういう実情がございます。そうしますと、何をしているんかという話になるわけでございますけれど、子供たちが家で過ごしとる場合が非常に多くなってきております。その意味からいきますと、緑の少年団が結成されていきますと、子供たちがその土曜日等を有効に使っていく一つの選択肢がふえることにもなります。その意味で、先ほど言いましたように、もし結成されるならば歓迎をしたいと、そのように申し上げたわけです。

しかしながら、何事にもその世話をさせていただく方のご労苦というものがなければできないことでございますので、そのような機運が高まり、少年団が結成されることを願つとる次第でございます。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それぞれ答弁をいただきました。

この工芸村につきましては、やはりその課題は、今残っている部分をできるだけ早くどういう方法で売却をするかと、このことも一つは課題ではないかというふうに思っておりますし、それから、ことしのこの手仕事展を見せてもらって思いましたのは、もう少し情報をこちらから発信をしていく必要があるんじゃないかなと、こんなふうに考えておりました。私も行ってみた感じとしては、そここのところを、いろんな情報媒体を持っておる町もおるわけですから、ぜひそういった取り組みが必要だと思っておりますが。

特に用地の売却について、これなかなか難しいということでもありますけれども、現在引き合いがあるとか、そういった照会があるとか、そういった話は町長は聞いていらっしゃるのかどうか。そここのところをお願いします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 用地の売却につきまして、あと5区画残っているわけでございますけれども、現在のところ、それに対する問い合わせ等はございません。それらについてどうしていくのか。もう少し様子を見るのか、どういう活用をしていくのか、それらは今後の課題だというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 住宅用地につきましても、建設課のほうでもいろいろ頑張ってくださいまして売却の済んだところもあるというふうに聞いておりますが、一つはやはり価格の問題が、当時非常に高く設定されておるということもあるんだらうと思っておりますので、その辺もひとつ十分なことができるか、できないかと思っておりますけれども、ひとつ町のほうでもお考えをいただきたいと

思っております。

それから、この丹後地方にも多くの芸術家の方がきょうまでに入っていっぱいます。特に宮津市のほうにもいろいろな芸術活動されている方があって、まだまだ私は全国にもそういった方々がいらっしゃるのではないかと。そのためには情報発信をきちっとしていくということが大事だと思っておりますし。それから、あのゾーンは見ることに、先ほど申しましたが、食べることなり、土産物の珍しいものがある、そういった点では、私は観光に来ていただく、あるいは観光としてこのところを伸ばしていくという分では、非常に展望が持てるのではないかと、こういうふうに思っております。町長から先ほどのりんご祭りやいろいろな話をお聞きしましたが、毎年、やはりもうこれからは継続的に、ひまわりフェスティバルも含めてされていくというふうに理解をしたらよろしいですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりでございます。やはりあそこの活性化をするためには、せっかくいいものが、宝が眠っておりますので、広く大勢の方に知っていただくということがまず第一かなと思っております。

あの中に進出してきておられます方のお話を聞いていますと、やはりこちらで売っていくということは非常に難しいと。やはり大阪のほうにこちらでつくったものを展示する、見てもらった中で注文を受けるというような、そういう方向、そういう形をとっておられ、こちらが作業所といたら、工房というその名のとおり、やっぱりそういう使い方をしておられる方もありますし、それぞれいろいろな思いが今まではなかなか表に出てきませんでしたが、やはりその方たちが一つ力合わせてやっていこうということまで来たということは、非常に大きな進歩ではないかというふうに期待をしております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、町の後援につきまして1点だけ質問をしておきたいと思っております。

この1番後援がしにくいかどうかというのは、やはり入場料を取ることが一つのキーになるのではないかなというふうに思っておりますが、なかなか利潤を上げるというふうなところには、この地域で講演会、あるいは文化活動をやった場合難しいのではないかなというふうに思っておりますが、これはやはりほかの町でも大体こういう格好で皆されておることによってよろしいのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 大体そういうふうになっているというふうに思っております。

ただ、入場料を取りますものであっても、非常に一般町民の方たちにとって非常に公的、公益的であるとか、そういうものであるならある程度でしょうし、またその入場料についても、やはり特定の方を応援するような、この間ファンの方までついてこられるようなそういうものは一般町民の方に対してはちょっと不向きだと、そういう判断を私自身はさせていただきました。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これからも、昨年37件ということではいろんな後援依頼があろうと思いますけれども、町もそういった基準をお持ちですから、それに当てはめながら、ひとつまた町にとってプラスという判断ができるものについては、これはぜひお願いをしたいと思っております。

それでは、緑の少年団につきまして、それぞれ町長からも前進的などいいますか、今の時期ということから捉まえて適切だというような答弁をいただきましたが、椿サミットも含めて、私はこの機会にやはりここでこの緑の少年団というのは一定結成をやはりしておく必要があるのではないかと。それを、子供さんにしても、大人の側にしても、なかなかそういったリーダーが出ないということもあろうかと思えますけれども、そこは町がこれからどう呼びかけていただくかということも一つの重要なポイントになるかなというふうに思っております、本町のように8割が山だと。それから、また中山間地も多く抱える町として、ぜひこの部分を伸ばすようお願いをしておきたいと思っております。

それから、教育長に答弁をいただきました。これについても歓迎をしたいというお話がございました。しかしながら、なかなか難しいということがしておりますけれども、教育委員会のきょうまでの指導で、公民館活動も一定の軌道に乗ってまいりました。そのことから大きな成果が期待できるところもあるのではないかなというふうに思っております、私はその緑の少年団も手を挙げる方式で、ひとつ教育委員会としても募っていただきたいと、こんなふうに思っております、この緑の少年団、校外学習の場として家城議員からも質問ありましたが、一つは公民館活動と表裏一体で私はできるのではないかなというふうな気もしておりますが、ここのところを教育長をお願いをいたしたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。

確かに公民館活動の一環として取り組んでもらうことにつきましては、一つの示唆だと、そのように思っております。確かに、おかげをもちまして本町の公民館活動につきましては非常に精力的に活動をしていただいております、そして地域のコミュニティーづくりに大いに寄与していただいているという状況に全く敬意を表しますし、また所管の教育委員会としましては感謝を申し上げている次第でございます。

その中で、委託事業の中に青少年の育成に関する事業というのが入っております、それらにつきましてもそれぞれの地区の公民館でいろいろ工夫、あるいはいい企画等を常に練っていただいております。その意味で、議員が先ほどおっしゃいましたように、公民館活動でそうした取り組みもしていただければ幸いですし、私どももそれをまた念頭に置いて公民館活動等の指導助言に努めてまいりたいと、そのように思っております。以上です。

1 5 番（勢旗 毅） ありがとうございます。終わります。

議 長（赤松孝一） これで、勢旗毅議員の一般質問を終わります。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、事前通告に基づき、第1点目は、京丹後市に配備計画されている米軍のXバンドレーダー基地について、第2点目に、いじめや体罰と奨学金制度などの子供の教育について、第3点目は、税と社会保障の一体改革による社会保障の問題と、同時に、特に生活保護制度について一般質問を行います。盛りだくさんのテーマですので時間が足りないと思いますが、要約して質問します。

はじめに、第1点目はXバンドレーダー米軍基地の問題です。

京丹後市に、全国で133番目というXバンドレーダー米軍基地の配備計画が持ち上がっています。このことで、京丹後市では今、説明会が行われていますが、住民は大きな不安を抱えています。米軍基地というのは、安保条約とそれに基づく地位協定等によって、半世紀を既に過ぎた現在でもその周辺には日本の主権はなく、強盗、窃盗、不法侵入、子供を含む婦女暴行、交通違反など数知れず、我が物顔で繰り返し起こしており、余りにもひど過ぎる事件の多発に、沖縄ではもちろん、全国からも厳しい国民批判が相次いでいます。

米軍兵やその軍属らは違法の限りを尽くしているのに、政府防衛省は国民の立場にも立てず、植民地の政府のようにしか思えません。また、歴代の日本政権もアメリカに追随し、正々堂々と道理ある主張ができないで今日に至っています。それどころか、予算がないと国民の要求にはこたえないのに、莫大な思いやり予算を払っている点であります。こんな国は世界の中で日本しかありません。Xバンドレーダー米軍基地とは、アメリカのミサイル防衛計画で最前線基地として位置づけられており、最新の高性能ミサイルの基地でもあります。ですから、住民が攻撃対象になるのではないかと不安を訴えるのは当然であります。防衛省の住民説明会でも、Xバンドレーダー米軍基地は日本の防衛のために必要だと繰り返して答弁していましたが、先ほども述べたように、Xバンドレーダー米軍基地というのは、アメリカ政府自身が北朝鮮の長距離弾道ミサイルの攻撃からアメリカ本土を防衛するためのもの、このように繰り返し表明している点であります。ですから、日本の防衛ではなく、アメリカを防衛するためにある、このことは明らかなと思います。

それでは質問に入ります。

1つ目、この配備計画の説明はどういう内容であったのか。

2つ目、与謝野町でも住民説明会が必要ではないかと思いますが、どうですか。

3つ目、町としてどう判断しておられるのか伺っておきたいと思います。

第2点目の、子供の教育のいじめ、体罰、そして奨学金制度にかかわる質問です。

いじめや体罰が日本社会の大きな問題になっています。この間、全国でいじめや体罰が原因で子供たちが自殺するなど、痛ましい事件が幾つも起こってきました。これらの事件は氷山の一角であり、体罰が教育の場に少なからずあることを示しています。子供の命と安全を守るべき教師が、どんな理由であれ、体罰という名の暴力を振ることは絶対に許されることではありません。体罰は学校から全面的に排除、一掃しなければなりません。政界の一部にも体罰を肯定する風潮がありますが、国民の代表者による暴力肯定は厳しく批判されるべきです。スポーツ界でも、暴力も根絶されなければなりません。いじめ、体罰など、子供たちのかけがえのない命を脅かし、発達を損なう問題をどうなくしていくか。これは日本社会の大問題であり、その解決は私たち大人の責任であります。

日本共産党は、学校、地域、社会の各分野での解決への道を語り合い、国民的な協働を広げることを心から呼びかけているものであります。これらは学校の教育現場だけでなく、日本社会の企業の中にも起こっており、大変根深い問題であるとともに、命にかかわる大問題であります。

日本共産党が昨年11月に発表した「いじめのない学校と社会を」と、こういう提案は、この問題で社会、特に大人社会が2つのこと、1つは、目の前のいじめから子供たちのかけがえのな

い命、心身を守り抜くこと。2つは、根本的な対策として、なぜいじめがここまで深刻になったかを考え、その要因をなくすこと、これに取り組むことを提案しました。加えて、私は日本が既に批准している子供の権利条約の理念、精神を積極的に生かすこと、この角度が大切だと考えています。1989年国連総会で採択された子供の権利条約は、史上はじめて、子供の権利の総合的な保障を決めた国際条約です。子供が権利行使の主体であることを明確にして、意見表明の権利、表現の自由など、市民的自由、健康に育てられる権利を認めています。大人への成長過程であるものとして保護を受けることも権利であり、そのための親への援助と国の義務も明記していることです。

次に、奨学金制度の問題に移ります。

この奨学金制度では、経済大国と言われている日本のこの社会で、子供の貧困が大きな問題になる。これは、子供の保護者世帯の所得が、自公民政権の労働法制の改悪によって非正規雇用になり、低賃金、低収入の構造が強いられていることが最大の原因であります。こうしたもとの子供を抱える保護者の教育費負担は極めて大きなものになっていることです。どの子供にも可能性、将来性を保障すること、これは日本社会の役割であると国連機関からも勧告を受けていることです。このため、奨学金について今回は抜本的な改善が必要だと私自身は考えています。

それでは、質問項目に入りたいと思います。

1つ目、本町でのいじめはどういう現状にあるのか。

2つ目、体罰問題について、どういう実態か。

3つ目、本町では、奨学金制度はどういう状況になっているのか。

4つ目、現在の奨学金制度を抜本的に変えて、給付型の制度に改めるべきではないかという点です。

次に3点目の質問、税と社会保障の一体改革。特に生活保護制度の改正についてであります。

安倍政権は、社会保障制度の改革という名のまさに改悪後退を本格的に進めようとしており、その突破口として、生活保護制度の改悪をわずか2日間の審議で、衆議院で強行可決してしまいました。

厚生労働省は、5月15日、介護保険で要支援1、2と認定された要支援者を保険給付の対象から外し、市町村が裁量で行う地域支援事業の対象に移すことを検討課題に挙げました。要支援へのサービスを公的保障の極めて薄弱なものに切り下げて、給付費を削減する狙いがあります。

同日開かれた社会保障審議会の介護保険部会で、社会保障制度改革国民会議のこの方向を踏襲しました。同省は、来年の通常国会に関連法案を提出し、その翌年4月から実施する方針です。軽度者を保険給付の対象から除外し、地域支援事業などを受け皿とすることで給付費を削減する方向は、財政制度等審議会が去る1月21日の報告で提起してきたものです。市町村の独自判断で要支援者を保険給付の対象から外し、介護予防、日常生活支援総合事業などの地域支援事業の対象に移す仕組みは、2012年4月に創設済みであります。既に27カ所で実施され、本年4月以降、132カ所に拡大する予定になっています。厚労省が示したのは、同様の事業を全市町村に拡大し、要支援者の全体を保険給付の対象外にするというものです。そういう方向です。地域支援事業の財源は一定の範囲内で介護保険財政から出てくるものの、事業内容は市町村の裁量とされ、介護に当たる人数や運営の基準もなく、ボランティア、民間企業の配食サービスなど

を活用するとされています。要支援者への保険給付の大半を占める専門のヘルパーによる調理などの生活援助の取り上げにつながりかねません。サービスが低下し、地域間格差が生じるとも批判されています。

次に、生活保護の問題です。

そもそも、生活保護への国民の中にある偏見と誤解は、テレビなどマスメディアによる生活保護者全体のわずか1%足らずの保護者例を、あたかも全ての生活保護者のように報道してきた経過があります。

これを最大限利用した自民党、公明党政権が提出した今回の生活保護制度の改悪案では、書類提出による保護申請の厳格化や親族の扶養を事実上、保護の要件にする改悪が盛り込まれています。現行法では、市町村で保護申請の意思を口頭で表明すれば、生活保護の利用が申請できます。しかし、実際には証明書の提出を求めるなどして、役所の窓口で申請書を交付せず追い返すという窓口での水際作戦というものが大問題になってきたのは皆さんもご承知のとおりです。

改悪案は、本人の資産や収入、扶養義務者の扶養状況を記した申請書と、判定に必要な書類の提出を申請時に義務づける規定をつくりました。これまで違法だった水際作戦が、まさに合法化されることになります。また、改悪案では、現行法では保護の要件でない親族の扶養を、事実上、条件としました。扶養義務者や同居の親族に対して実施機関が報告を求めることができると規定し、官公省が年金機構、共済組合などに必要な書類の閲覧、もしくは資料の提出を求め、銀行や雇い主に報告を求めることができると盛り込みました。過去の扶養義務者も同様に扱われ、収入や資産状況の報告を求められるだけでなく、勤務先まで照会が行われるようになります。

これに対して、生活保護利用者を支援してきた団体の代表らが、自公政権が成立を狙う同法案の撤回、廃案を求めて厚生労働省で会見しました。生活保護問題対策全国会議の弁護士は、「厚生労働省は今までの運用を法律にするだけと説明していますが、全く違う。現行の生活保護法の根本を、前近代的、復古的な内容に変更する驚愕すべき内容だ」と厳しく批判しています。

それでは、次の質問項目をお尋ねします。

1つ目は、社会保障改革というが、ほとんどが大幅な後退になる改悪だと考えています。どう判断しているか。

2つ目。また、生活保護制度改悪では一層の給付の削減になり、全国でも大きな批判が巻き起こっているが、どう考えておられるか。

このことをお尋ねして、以上で第1回目の一般質問とします。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 伊藤議員ご質問の1番目と3番目につきましては私からお答えをし、2番目については教育長からお答えいたします。

まず、1番目のXバンドレーダー米軍基地についてお答えいたします。

1点目、この配備計画の説明はどういう内容であったのかでございしますが、本年の3月8日に防衛省近畿中部防衛局より2名来庁され、TPY-2レーダー、いわゆるXバンドレーダーの配備計画についての概要説明を受けました。

その内容は、本年2月に日米首脳会談においてXバンドレーダーの配備方針が決定し、現在、

日本国内では青森県つがる市に1基配備されているが、2基目の配備場所として京丹後市の経ヶ岬の自衛隊基地が候補地に挙げた。このレーダーの追加配備により、弾道ミサイルへの対応に万全を期することができる。レーダー配備に関しては安全性を確保した上で運用されるため、地域住民への健康への影響や、農地や水産物への影響はないと考えている。レーダーの運用は、アメリカ人の民間人技術者が主となる。レーダーが配備された場合、攻撃目標になるのではないかと不安に対しては、このレーダーには攻撃能力がないため、その可能性はほとんどない。以上が説明を受けた概要でございます。

その後、設置への理解を深めるため、京丹後市、伊根町で住民説明会を実施されています。

2点目の、与謝野町でも住民説明会が必要ではないかでございますが、2月以降、京丹後市では防衛省による住民説明会の実施や、京都府知事や京丹後市長の青森県つがる市への視察、また京都府及び京丹後市では、レーダー配備に係る住民等への影響に対する具体的な対応策、治安問題に対する具体的な対策などの質問を防衛省に対し投げかけられている状況でございます。また京都府では、電磁波による影響などについて専門家の意見を聞くために学者などの専門家を参与として委嘱をされております。

やはり一番重要なことは、レーダー配備に関して住民の不安の払拭、安心・安全の確保がされることであるというふうに考えております。配備予定地から与謝野町の町境までの距離は直線で約18キロメートルであり、決して本町には関係のない話ということではございません。レーダー配備に関する問題点が地域住民から出ている中で、これらに対する防衛省の対応を注視していきたいというふうに考えています。

3点目の、町としてどう判断しておられるのかにつきましては、繰り返しになりますが、国家の安全保障に係る案件であるというものの、レーダー配備に関して住民の不安が払拭され、安心・安全の確保がされることが第一であるというふうに考えております。京丹後市に隣接します本町といたしましては、京都府及び宮津市や伊根町と連携を図りながら、今後、問題点に対する防衛省からの具体的な対応策などを踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

ご質問の3番目、税と社会保障の一体改革、特に生活保護制度の改正についてお答えいたします。

国は、社会保障・税の一体改革については、現行の社会保障制度の基本的な枠組みがつけられた1960年代以降、今日までの非正規雇用の増加等の雇用基盤の変化、家族形態や地域基盤の変化、人口の高齢化と現役世代の顕著な減少、高齢化に伴う社会保障費用の急速な増大、経済の低迷、デフレの長期化等、厳しい経済・財政状況、企業のセーフティーネットの機能の減退といった社会経済諸情勢の変化を踏まえて実行するとしています。

改革の理念としては、「全世代対応型の社会保障制度の実現」、「将来世代への負担の先送りを軽減し、安定した社会保障制度の実現」、そして「社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成のため、消費税率の引き上げをはじめとする税制抜本改革の実施」の3つを掲げ、子育て支援、医療・介護等のサービス改革、年金改革、そして、貧困格差対策・低所得者対策を改革の優先順位としています。

個別分野における具体的な施策ですが、認定こども園等による質の高い幼児期の学校教育と、保育環境の整備や年金の受給資格期間を25年から10年に短縮、産休期間中の厚生年金・健康

保険料を免除し、今後、国民年金についても同様の検討をするとしています。さらに、働き方に中立的な制度を目指し、非正規労働者に対する社会保障を充実させるため、一定の要件を満たすパートやフリーターの方に厚生年金や健康保険などの社会保険を適用していくともしています。これらの制度設計を実現するための安定的財源として、消費税を現行の5%から10%に引き上げ、引き上げの5%のうち1%分、2.7兆円程度は子供・子育て支援、医療・介護、年金など、社会保障の充実のための財源とするとしています。また、国分の消費税の使い道は、従来の高齢者3経費、つまり基礎年金、老人医療、介護となっておりましたが、今回の改革では、社会保障4経費、年金、医療、介護、子育てに充当することになりました。

私としては、議員がおっしゃるように、この改革のほとんどが大きな後退だとは思っておりませんが、消費税が引き上げられた場合には、特に低所得者層や年金生活者に及ぼす影響は多大であることから、改革の理念に基づいた税の活用が絶対条件だと考えています。また、都市偏重の施策ではなく、地域性を十分に考慮した制度設計を国が行うよう注視していきたいと思います。

次に、生活保護法の改正についてのご質問ですが、安倍政権は5月17日に、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、生活保護制度が国民の信頼にこたえられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を柱とする生活保護法の一部改正案と生活困窮者自立支援法を閣議決定し、国会に提出しました。議員ご指摘のとおり、生活扶助基準について年齢・世帯人員・地域差による影響調整と、平成20年見直し時点以降の物価動向を勘案して、ことし8月から3年程度をかけて段階的に見直しを行うこととしています。

生活保護基準額の見直しの具体例が示されていますが、町村部の70歳以上の単身者の場合は、ことし8月は現行どおりの額ですが、平成27年度以降は、月額1,000円減額となる見込みです。また、30代の母と子供1人の世帯の場合は、8月時点で1,000円の減額、平成27年度には3,000円の減額となる見込みです。示されている具体例の中で一番影響が大きいと思われるのは、40代夫婦と小・中学生の4人世帯、いわゆる子育て世帯で、8月時点で5,000円、平成27年度以降は1万5,000円の減額になる見込みです。

生活保護法は、憲法第25条に規定する理念に基づき、全ての国民に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その自立を助長することを目的とする制度で、最後のセーフティーネットであるということを十分考慮しなければなりません。給付額の改定もさることながら、不正受給者を防止するための取り組みが過度になり過ぎ、必要な人には確実に保護を実施するという観点を見落とさないようにすることが行政に課せられた責務だと思います。

なお、現在のところ社会福祉事務所を持たない本町には詳細な情報が入ってきておりませんが、生活保護法の一部改正等についての京都府の説明会が7月12日に予定されておりますので、引き続き情報収集に努めたいというふうに考えております。

以上で、私からの伊藤議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 伊藤議員の2番目の子供の教育について、私へのご質問に答弁させていただきます。

まず1点目の、本町のいじめはどういう現状にあるかについてであります。議員ご指摘のよ

うに、昨年の大津市の事件の報道以来、またまた大きな社会問題として取りざたされているところではありますが、町内の各学校に対しましては、いじめがないものとして対応するのではなく、あることを前提として、よく丁寧に子供たちの状況を見、把握するように指導助言しているところでございます。そうした視点により、まずは子供たちの小さな変化や行動に早く気づくことが大事であり、気づきの感覚を磨くよう指導しているところでもございます。

一方、京都府の実態調査といいましても、これは実は文科省の実態調査でございますけれど、昨年の7月に実施しました調査の文科省の基準が曖昧であったことから、ある市では3,000件近い件数であったり、全くゼロの市があるなど、結果にばらつきが生じていました。そこで、京都府のほうといたしましては、2回目の調査では試行的に3段階の基準で選別することとなり、気になる事象を全て拾い上げ、その一つ一つの状況を把握し、吟味し、それぞれの状況に応じた適切な対応指導を行うこととしております。さらに、本年度もこうした試行の結果を踏まえて実態調査を行うこととしているところであり、7月には実施の予定であります。

そこで、本町の現状でございますが、平成24年度中のいじめとして認知した件数は、小学校で10件、51人、中学校では11件、20人となっています。このほかにも、「いやなことを言われた」とか「冷やかされた」など、さまざまな多くの事象を確認していますが、それぞれ実態を把握する中で、整理の上、事象の程度に合った対応や指導を行っているところであります。

この数字が多いのか少ないのかは判断できませんが、大切なことは、できる限り子供たちと身近に接することで異常や変化に早く気づき、早く丁寧な対応をとることであると考えております。それには、教師個々の受けとめ方や判断にはどうしてもばらつきがありますから、学校組織としての取り組みを進めるように繰り返し指導助言しておるところであります。校園長会等の会議や教職員研修会など、機会ある度に指導なり研修に努めてまいっておるところであります。また、本年度の学校教育の重点の中でも、人権教育の重要性を特に大きく掲げておりまして、いじめなどの行為が大きな人権侵害であることをしっかりと子供たちに教育していきたいと考えておるところであります。

さらに、私ども教育委員会といたしましても、委員会事務局内に、いじめ問題等事象対応会議を設置いたしまして、各学校から報告や直接いただいた電話相談などの情報に迅速に対応しているところであります。この会議では、事象の実態把握に努めるとともに、適切な対応方法等について協議し、いじめの事象のほか、さまざまな問題事象の対応を図っているところであります。

次に、2点目の体罰問題についてどういう実態なのかについてでございますが、先日の3月議会での宮崎議員の一般質問でも答弁させていただいておりますが、その時点では府内一斉に実施した実態調査の集計中であったことから明言を避けておりましたが、町内では、小・中学校ともゼロという結果となっております。ただし、この体罰問題についても判断基準が曖昧であり、体罰の定義としては、懲戒の内容が「殴る、蹴る等の身体に対する侵害」、「肉体的苦痛を与えるような長時間にわたる正座、直立などの行為」であった場合とされていますが、行為そのものだけを捉えるのではなく、前後の状況把握を十分に検証する必要がある、いじめ問題と同様に、小さな事象であっても丁寧な実態把握に努めるよう指導しておるところでございます。特に体罰、殊に暴力は人間の尊厳を否定するものであり、人権を踏みにじるものであることを強く認識し、体罰の排除と、体罰に頼らない指導に努めるよう指導助言をしているところであります。その認識

のもとに、特に常日ごろから子供たちや保護者の皆様と教職員との信頼関係をさらに強めていけるように、校長を頂点に、全教職員が一丸となって取り組んでおるところであります。

次に3点目の、本町では奨学金制度はどういう状況になっているのかについてでございますが、当町奨学資金貸与制度の概要を簡単に申し上げますと、当町の制度は、貸与額は、高校生・高等専門学校生が月額1万5,000円以内、大学・専修学校生が月額3万5,000円以内となっております。また、無利子で貸与を行っており、貸与終了後10年で償還してもらうことになっております。また、昨年度、連帯保証人要件を見直し、町外の方でも連帯保証人になっていただけるように改正するなど、経済的理由で修学が困難な方に対する支援の充実を図ってきている次第であります。

貸与額には国公立や私立など学校ごとの区別がなく、他の奨学金との併給も認めておりませんので、高額な貸与を必要とされる方には、日本学生支援機構や京都府の制度の利用を案内しております。この日本学生支援機構については、高等専門学校の場合、貸与額が国公立で月額2万1,000円、京都府制度では、貸与額が国公立の高校で月額1万8,000円以内となっております。どちらも私立学校では上限額が増額となり、また本町より早い時期から募集を開始されていますので、国や府の制度を受けられなかった方、あるいはそこまで高額な貸与を必要としない方が当町の制度を利用されているという傾向となっております。

平成24年度の貸与・償還の実績であります。貸与件数が22人で、貸与額が684万円、償還件数が45人、償還額が356万6,404円となっております。単年度収支ですと貸与額が上回っており、奨学基金から327万3,596円の繰り入れをしている状況となっております。

次に4点目の、奨学金制度を抜本的に変えて、給付型の制度に改めるべきではないかについてでございますが、現在、高校においては授業料が無償となったためと思いますが、当町における奨学金申請件数も年々減少傾向となっているところです。今のところ、給付型の奨学資金については考えておりません。

しかし、国のほうでは現在、給付型の奨学金事業を高校生から大学生について対象を拡大して導入を検討されているところではありますが、こうした国の動向に関心を持って見守っていきたいとも思っております。

以上、伊藤議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一）　ここで、伊藤議員の質問の最中でございますが、13時30分まで休憩といたします。13時30分に開議いたしますので、よろしくお願いいたします。

（休憩　午後　0時05分）

（再開　午後　1時30分）

議長（赤松孝一）　それでは、休憩を閉じまして一般質問を再開いたします。

それでは、伊藤議員からお願いします。

伊藤議員。

7　番（伊藤幸男）　ちょっと昼休みでじっくり勉強できるかなと思ったんですが、できませんでした。まず、はじめにXバンドレーダーの問題について質問に入りたいと思っています。町長からは非常に丁寧な、詳細なというか、報告がありましたので、かなり具体的にわかった

ような点もありました。

そこで、まず1点目は、ちょっと順不同になるかわかりませんが、私自身が問題意識持っている点で、地元の皆さんは、京丹後の皆さんはもちろんなんですが、京丹後市当局も知らなかった、京都府知事も寝耳に水だと言っていた。ですから京都も知らなかった。アメリカ言いなりで、防衛省もうん、うんなったんでしょうけども、住民不在の一方的なやり方で、こんなやり方でいいんでしょうかと、決め方が。この点は、町長おかしく思いませんか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 我々も、京丹後市、あるいは京都市も同じですけれども、こういうことがあるということを本当に寝耳に水のような形で聞かせていただきましたので、そのことについては、防衛省のほうからお越しになったときに、もう少しきちっと早くそういう情報をお知らせいただきたいというふうな抗議はさせていただきました。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 2つ目に、先ほど町長が答弁がございました、地元の中に影響がないというような説明が、それは防衛省のほうからの説明でいただろうと思うんですけども、こういう話がありました。このXバンドレーダーというのは、アメリカの場合でいえば、環境影響調査というのをやっているんです。やらなければ、アメリカでは通用しません。なのに、日本ではそれが拒否されているんですね。ないんです。これもおかしいと思いませんか、町長。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的にアメリカのほうでそういう決まがってということについては、私自身も不勉強で存じておりませんでしたので。ですけれども、やはりどういう形にしる、やはりきちっとした前もっての国、あるいは京都市、あるいは担当といいますか、設置をされる場所についての丁寧な詳しい説明がまず必要ではなかったかなと思っております。それによって余計住民の人たちも不安を持ったということも事実でしょうし、そうした丁寧な説明をやはり今後もきちっとしていただきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私どもが調べているというか、沖縄だとかそういう基地あたりの調べているあれによりますと、なぜそうなったかという、これには背景があって、日米安保条約に基づいて、いわゆる全土基地化方式と言われるようなものがありまして、それはアメリカが求めれば、どここの地域でも基地がつくれるという対米従属体制があるからだというふうに関係者は述べています。ですから、沖縄もそうですし、各地で起きているのも基本的にそのスタンスで動いているということです。ですから、こんなことを許したらとんでもないことになるというふうに思うんです。次の質問に入りたいと思っています。

この間、北朝鮮による挑発行為ということで、これに対して、さあミサイルだと、イーグリス艦だと、対潜哨戒機P-3Cだと。そして、このレーダー基地だと。後方支援だ何だといろいろあったわけですが、これは際限なく軍事対応にやっぱり強化していく方向で、ますます緊張を激化させるもんだと。平和とこの安全が守れるだろうかという疑問を持つのは当然なわけです。この間、世界では、紛争は起きて、絶対に戦争をしない、させない、対話による解決を探ろうということで、今主流的な大きな役割を持っているのが、東南アジアのASEANです。ASEAN

Nは平和的安全保障ということを大きな柱にして、この間、紛争の平和的解決に尽力しています。私は、これこそ日本国憲法9条のこの精神が生かされた立場だと、日本の進むべき道だと、こういうふうに思います。

町長、もし見解があれば、お聞かせ願えたらと思っています。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身もそのように認識しております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この点で最後になります。たくさん時間がとれませんので。

この問題の最後ですが、京丹後に基地ができるとどうなるかということなんですが、沖縄をはじめ、全国の基地周辺で起きている事件がいろいろとあります。冒頭に言いました。その一例の交通事故についてだけでちょっと調べたんでは、米軍基地の米兵や軍属たちは、日本では自動車を動かすときには義務となっている自賠責の保険にも入っていない。事故を起こして、それで事故を放置したまま、すぐさま基地内に逃げ込んでいくと。基地の中に入れば治外法権ですから。そうですね。皆さん知っていますよね。基地の中は治外法権。ですから、捜査が入れない。警察入れない。アメリカ側も防衛省も、何度も国民の関係者、被害者のプーイングを受けて、もう二度と起こさない、繰り返さんようにするということを何度も言っているんですが、少しはこのことを、注意を促してきているんですけども、こういう事件が絶えないということです。

これを京丹後に持ってきた場合どうなるかと。隣には橋立もあると。日本三景の橋立もあると。伊根の舟屋も非常に珍しいと。与謝野町にも名所やお店もたくさんあって、買い物もできると。ここで、この地方で事故が起きて基地に逃げ込まれたらどういうことになるかと。私は、非常にこれは大きな問題だと思っているんです。ですから、議長にも含めてお願いを兼ねて言いますが、せめて議会と住民に説明会が要るんじゃないかと。ぜひ要請していただきたいということをお願いしたいんですが、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 一般質問の場所でございますので、それについてはお答えは避けさせていただきたいと思いますが、やはり議会の中でも、それらの件についてやはり整理いただいた上で判断がさせていただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、議長にも向けられた感じですが、議会でも検討していただきたいと思っています。

次に、社会保障の問題にかかわって、国保制度について、時間もなかなかありませんので申し上げておきたいなと思っています。

課長からいただいた資料によりますと、まず国保です。今の与謝野町がどういう位置にあるかという点を、いわゆる平均所得の問題ですね、国保の平均所得の問題です。これによりますと、ちょっと前になるんですが、これ仕方ないということで、このデータとしては最新らしいんですが、与謝野町の平均所得は38万7,000円。年収です。これが平均所得です。府下で最低の所得です。全国でいいますと63万8,000円になりまして、平均が。これの60.7%しかない。京都府下ではトップが長岡京市ですが、そこと比べると57.3%しか

与謝野町の所得はない。こういう位置だということです。

これをまず1点押さえた上で、国保制度についてはこの議会でも再三再四、共産党議員団も指摘をしてきましたが、政府がかつて1980年代まで続けられてきた事務費の補助金が大胆に大幅に削減され、その補助金が削られると。交付税措置するという名ですり込まれる。こういう化体の中で、市町村の全国的にです、市町村の国保会計がもうやっていけない、こういう事態に今、危機的な事態に直面しています。特に国民の所得がどんどん減って景気が悪くなったために、国保の負担が非常に高いということを身にしみるようになっていっているんですね。所得がどんどん上がっていれば、そうでないんですが、下がっているから、国保が上がっていくと物すごい厳しいものがあると。だから、この点で町長は今どのようにお考えかという点をお伺いしておきたいと思っています。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 大変、国保財政も厳しい状況でございますけれども、そうした中でも、何とか踏ん張って国保税を上げることなく少しでも抑えるという努力をしているわけですが、いかにせん、おっしゃるとおり、大変経済状況が厳しい中でのそうしたことにつきましては、なかなかもう1町では耐えていけない、そういう状況にきているのではないかというふうに思っております。

今後については、やはり京都府下なり全体で考えていくような、そういう方向性も考えていく必要があるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この国保の問題では、もう1点だけ町長にこれお伺いしたいと思っているんですが、国保制度などで、これはいろんなところでこの町では使っていますけれども、国や与党、それから第3局といえる政党なんか、いわゆる保守勢力の政党から自助・共助、特に自助ということが非常に強く強調されています。その点で、自助ということについて、これは私は自己責任という言葉に聞こえてならない、こういうふうに思うんです。この点での町長の思いというのがあればお伺いしたいというふうに思うんですが。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 読みかえればそういうことになろうかと思えますけれども、しかし自分ができる範囲で、やはり自分のやらなければならないところをやるという意味では、やはり自助であるというふうに思いますし、ある意味それは自己責任というか、やはりみんなでもって支え合う国保ですから、そういう意味では自分の負うべき分担をやはり負うという、それは最低限必要ではないかというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 町長のおっしゃる意味が、気持ちはよくわかりました。私は、もうそれは一般的に善良な良識ある反応というか、考え方だろうというふうに思うんです。

ただ、問題なのは、私があえて取り上げたのは、この間、特にこの近年と言ったほうがいいでしょうが、非常に自助を強調しているんです。これは、もう皆さんもそういう問題意識で見たらよくわかると思うんですが、極端なその勢力の中で一つ、維新の会が出している維新八策ですな。あれのレジュメを講演した橋下さんが言っているんです。こういうふうに。この人もそう

言っているんです。自助をちゃんとせえということを言っているんですね。自助でやるんだということを非常に強調しています。ちょっと読みますけども、時間がないので省略だけすることになります。「格差拡大はだめ。競争はだめ。このような甘い言葉こそ本当に危険だ。他者に依存し過ぎる。日本の今のあしき流れを絶ち、自立する個人、自立地域、自立する国家をつくりたい」。橋下さんが言ったのは、この3つの自立ですね。これが維新の基本的な価値観になっているということを言っているんです。ここで言っているのは、明確に言っているんです。自立個人ということは、解説している中で入れているんですけども、要は仕事も社会保障も自己責任でやんなさいということだと、こう言っているんですね。この流れが町長の思いを全く裏返した形で、上から、おまえらにはこれ以上出せないということを意図した考え方だということなんですね。ですから、そういうことを十分配慮していただきたいと思っています。

次に移ります。介護保険の問題に移りたいと思っています。これも一、二点ありますが、時間がありません。

議長（赤松孝一） 伊藤議員、質問の要旨は。ずっと黙っていますけど、せいぜい自由奔放な意見を言っていただければいいんですけど、議場ですから。やはり一般質問の事前通告の質問の要旨では、国保会計とか、介護保険とかは入っていないんですね。だから、この税と社会保障の一体改革の中に入っているのであるならばですけども、ちょっとやはりこれに沿った形での質問をお願いいたします。

7 番（伊藤幸男） ほんなら、それは飛ばします。社会保障の領域の中でないというんなら、飛ばします。

ほんなら、次の生活保護の問題で行きます。ぜひ、そういうふうに、ちゃんとみんなしょうで。踏み込んだら叱られるで。

生活保護の問題です。ここでの問題は、介護保険もそうなんですけども、社会保障がどんどん、私が言いたいのは、後退をしていることが言いたかったんです。国保の場合もそうだと。それから介護保険もそうだと。介護保険については説明したとおり、軽度の場合はどんどん市町村に丸投げしてしまうということです。これどうなるんだろうと、こんなことしたらということがありますね。それからもう一つは課長にいただいたんですが、これ、今回省略しますけども、時間がないので、ここでも非常に深刻な経済的な厳しい状況もうかがえると。会計上ということです。

次に生活保護なんですが、焦って焦ってしていますので、一つは、ここで言いたかったのは、親族扶養を義務化したという問題です。大胆な言い方しますけども。要件化したと、今度改正ですね。それからもう一つは、窓口で厳格に書類を出させるなどして、窓口で合法的に義務化をしたということです。私は、生活保護というのが、全体の対象者、客観的な潜在の対象者からすると、2割程度しか日本はなっていないと言われていています。非常におくれた国だということです。特に日本の場合は高齢者や病気の方が多い。孤独死や餓死も多いということですから、本当に課題だということに思っています。

生活保護は、町長もおっしゃったように、最後のセーフティーネットだと。これは、また一般国民からすると、生活水準を支える非常に大事な基準値になるという点も大事だと思っています。

それから、最後もう1点。この問題では、ことし5月に国連機関から。

議長（赤松孝一） まことに申しわけございませんが、時間がたちましたので。

7 番（伊藤幸男） 国連から勧告が来た。それほど問題があると。

終わります。

議長（赤松孝一） まことに申しわけございません。

これで、伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

次に、16番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

谷口議員。

16番（谷口忠弘） それでは議長のお許しを得ましたので、6月の定例議会におきまして私の一般質問をいたします。

私は、一つは産業振興基金について、2つ目は保育園の統廃合と保育料についてということで、この2点についてお尋ねをいたします。

1点目の産業振興基金につきましては、基金そのものだけを問うているのではなく、現下の大変厳しい景気状況が続いていることを踏まえて、この基金が財産的なものになってしまって、タイムリーで効果的な運用がなされていないことに疑問を感じておりまして、私自身、大変歯がゆく感じているところであります。そういうことで、今後の使途についてお尋ねをしたいということでございます。

また、そうした実情に加えまして、過去に何度も申し上げておりますが、一般会計に占める商工費の予算が年々縮小、減少されておりまして、平成20年からのここ四、五年では約半分ぐらいにまで減少、縮小をされていることであります。

町長も、先ほど午前中の家城議員の質問にも答えられておられましたが、確かに経済活動は、中心は民間であります。また、需要がないところには供給は生まれません。民間企業人がもっと知恵と工夫を凝らし、今よりも未来がよくなるように、新製品の開発や販路の開拓や店舗のリニューアルや改装など経営者みずからが考え、一步一步前進するよう積極的な設備投資を行い、景気所得を上げて、そして税金を払い、社会貢献をしていかなければなりません。業界が悪い、政治が悪い、景気が悪いといっても、何も問題は解決をしません。みずから背負った宿命、稼業はその時代時代に合やす工夫をし、また必要であれば大きく転換をし、地元根を張り、しっかり事業を継承してもらい、この地元に若者2世が残ってもらわなければなりません。そういったことを実現させるため、行政、政治が後押しをしなくてははいけません。そういった側面のサポートを行政がどこまで、またどのようなことができるのか、もっと真剣に考えなければなりません。振興基金は、その意味でも存在意義は大変大きく、重要なものであると考えます。

そこで、まず1つ目の質問は、改めてお聞きをいたします。この基金はどのような目的でつくられたのでしょうか。

また、2つ目は、合併以後、基金を取り崩して行った事業、取り組みがあればお聞かせをいただきたい。

3つ目、4つ目の質問は、先ほど少し述べましたが、この基金と一般会計からの商工費、いわば長期的な視野と毎年毎年継続性を持たせながら行う施策との連携でどのように産業の活性化を図るのかという点であります。

現状は言うまでもなく、織物製造業は需要の先細り、海外との競争など長く低迷をしており、将来も明るい兆し、展望が見出せない状況であります。また、一般の工業においても、大手資本

参入による地域間競争、価格競争。また、最近ではネットによる通販が物すごい勢いで伸びてきております。経営実態は大変厳しい状況であります。

税務課の資料では、営業所得者数が、平成19年と平成24年対比で約30%も減少しており、また、総所得金額は約40%減少しております。これは、給与所得者に比べて大幅な減少であります。このままで行きますと、この町の産業は製造業、小売業が壊滅状況になるといっても過言ではありません。ここは少し行政も商工会もより一層両者が連携をとり、少しリスクをかけてでも背中を後押しするような取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。現在、継続して産業振興会議でいろんな議論がなされているようですが、製造業、小売業、サービス業、観光業などいろんなジャンルの中で具体的にどのようなことを考え提案されようとしているのかお尋ねをしたいと思っております。

また、リスクを背負いながら果敢にチャレンジする人や企業に対する支援策をもっと拡充すべきであると考えます。本社、本店を構え、社員、従業員の雇用や設備投資、法人税、また固定資産税などに対しても補助金政策や減免措置などを考え拡充すべきと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、次に保育園の統廃合と保育料について質問をいたします。

小学校の統廃合の基本的な考え方は、再編目途は平成34年とし、旧加悦町地域では加悦小学校に、旧野田川地域では市場小学校に統合する方針を示しています。特に加悦地域は野田川地域に比べて生徒数が少ないため、平成28年度以降は1校で収容可能となり、物理的にはいつでも統合が可能となるようであります。

保育園につきましては、現在どの小学校にも併設、もしくは近くにあり、小学校の統廃合に合わせた形で町長は保育園の統廃合の時期を考えておられるのでしょうかお尋ねをしたいと思します。

また、そうである、ないにしても、その統合案の説明をどのようなスケジュールでされようとしておられるのかお尋ねをします。

次に、保育料についてお尋ねします。

この問題は、以前平成22年9月議会の中で、当町の次世代育成支援行動計画の中身で保育料の軽減について記載がありましたので、何点か質問をさせていただきました。特に生活実態調査によると、子育て世代の多くの方が、「保育料が高い」、「もっと軽減してほしい」との声がたくさんあるようであります。しかし、この事業にかかわる費用は莫大な金額になっており、行政の大きな負担となっています。まず、その認識を深めるために、人件費や施設整備費にかかわる経費の総額についてお尋ねをしたいというように思います。

女性の職場進出がふえまして、また安心してお子様を預けられる施設として、その役割は大変大きく重要なものとなっています。そうした大変ありがたい事業にもかかわらず、また、たくさんのお金が町から出ているにもかかわらず保育料が高いと思われているのは、非常に私は残念なことではないかなというぐあいに思っております。都会では入りたくても入れない実情と違い、どの施設も定員割れで、充足率が60%程度しかない状況であります。私は、このギャップを解消することが大変重要かつ必要なことだと考えています。私は、このことは統廃合することによって一挙に解決できる問題ではないかなというぐあいに考えております。また、私は私なりに計

算した根拠を、数字を積み上げております。仮に現在の8カ所の保育所を3カ所ないし4カ所に統廃合すれば、施設整備費や人件費がどの程度削減できるのかお示しをください。

以上で、私の2点の質問に関しての第1回目の質問を終わります。よろしくご答弁をお願いします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 谷口議員ご質問の1番目、産業振興基金についてお答えいたします。

まず、1点目のご質問、基金の目的と、2点目のご質問、利用実績について、あわせてお答えいたします。

産業振興基金は、旧野田川町の産業振興基金と、旧加悦町の商工業振興基金を持ち寄る形で合併時に設置したもので、産業振興施策に必要な財源を積み立てることを目的として設置した基金です。合併時に約2,200万円あった基金は、毎年度利子相当分を積み立てしており、平成21年度には、産業振興施策への活用を目的にした1,000万円の寄附を受けたことに加え、産業振興ビジョンの具現化をするための財源として1億円を積み立てました。平成23年度には本基金から2,000万円を取り崩し、各種産業振興事業補助金が交付されるまでの間、当該補助金に相当する資金を町が貸し付け、円滑な資金調達を支援するための産業振興事業貸付基金を設置し、平成23年度末の残高は約1億1,200万円となっております。

次に、3点目の一般会計予算に占める商工費が減少する中で、基金を活用した商工振興策を打つべきについてお答えいたします。

ここ数年、商工費が減少した理由といたしましては、町独自の融資制度のための資金として金融機関へ預託していた預託金が、融資期間の終了及び繰り上げ償還に伴い減少していることと、それから平成24年度にあっては、商工費予算で計上しておりましたやすらの里の整備が完成したことが主な要因であり、従来からの産業振興に係る予算につきましては毎年精査はしており、大幅に減少しているというようなことではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

基金を活用した商工振興施策をとのことですが、現在、産業振興会議において、平成26年度予算編成を見据えた産業振興策の町への提言について熱心にご議論をいただいております。ご提言をいただく内容によっては、本基金を活用した産業振興施策を進めることも考えていきたいというふうに思っております。

次に4点目の、行政がニーズを酌み取り、背中を押す取り組みが必要については、議員と同じく果敢にチャレンジする人材に期待を寄せており、織物業の分野では、販路開拓や新商品開発に積極的に取り組む若手経営者の取り組みが広がってきており、その可能性に非常に期待をいたしているところでございます。そうしたやる気のある方々との意見交換の場を早く設け、さらなるチャレンジができる環境づくりへのニーズの把握に努めるとともに、他の業種でも同様の動きが出てくる仕掛けづくり、環境整備をしていきたいというふうに考えております。

次に、5点目の質問、やる気のある人や企業に支援する姿勢がもっと必要についてお答えいたします。

繰り返しになりますが、中小企業振興基本条例では、大前提として中小企業者の自助努力をうたっており、それを踏まえた上で、やる気を持ってチャレンジする事業所に対しては、国、京都

府、町、また商工会の制度の活用を促しながら支援をしてまいりたいというふうに考えております。町の制度につきましては、本年度、産業振興事業費補助金の一部改正を行い、販路開拓事業の対象要件を3人以上のグループから1人の事業者でも活用できるように、また、新商品・新製品開発事業では、地域循環経済の構築を促す観点から、補助対象経費の2分の1以上を町内事業者から調達した場合、補助上限額を50万円に引き上げることといたしました。さらに、雇用促進奨励補助金も一部改正を行い、雇用形態が複雑多様化する中で安定した雇用環境を促す観点から、正規従業員を雇用された事業所に対しましては、1人につき上限20万円を交付することといたしました。

これらの改正に当たっては、産業振興会議でのご議論をはじめ、商工会や優良産品認定業者会など、販路開拓や新商品開発を積極的に行う組織からの積極的なご意見やご要望をお聞きする中で改正したものであり、今後も引き続きニーズ把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

さきに申し上げましたように、平成25年度中には産業振興会議からの提言を受け、平成26年度予算への反映や制度改正なども考え、限りある予算ではありますが、議員ご指摘のように、今後もやる気のある人、あるいはやる気のある企業への支援をできる限り行ってまいりたいというふうに考えております。

2番目の、保育園の統廃合と保育料についてお答えいたします。

行革でうたってある保育園の統廃合は、小学校の統廃合の時期や町内3カ所という再編計画に合わせるのかというご質問ですが、学校等の適正規模・適正配置に関する基本方針としては平成34年ごろを一つの目途としていますが、保育所の統廃合についてはもう少し早い時期を視野に入れたと考えております。また、保育所を再編する場合の数の問題については、小学校と同様に考えるのが本筋かと思います。

ただし、本件につきましては、本定例会に提案しております子供・子育て会議条例をご承認いただきましたら早急に会議を立ち上げ、保育所、幼稚園の統廃合等について諮問したいというふうに思います。委員の皆様には、平成21年5月の教育・保育環境のあり方に関する提言書に示された内容や、ことし7月に予定しております町政懇談会でのご意見を参考にいただき、できるだけ早い時期に答申をいただきたいというふうに考えております。

次に、現在保育園にかかわる経費の総額はどういうご質問ですが、平成24年度決算見込み額ですが、5億8,446万2,000円となっています。

次に、仮に3園にすれば経費削減がどれくらいできるかのご質問ですが、3年ほど前に一度試算を行ったことがあります。数字だけがひとり歩きする可能性もございましたので、これまで公表しておりません。年数も経過しておりますので、先ほど申し上げたとおり、子供・子育て会議に諮問する際に再度試算を持ちたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、谷口議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

産業振興基金ですね、これについて質問をさせていただきます。

第1回目のちょっと質問でも申しましたように、この産業振興基金の使うときというのはどういう場面かなというのを、私もちょっといろいろ想像しとったんですけども。これは私だけの考え方もわかりませんが、どちらかといいますと、やはり目先の施策を検討するのではなく、5年先とか、中長期にわたってこの与謝野町の産業をどうするんだと、こういう視点に立った会議というのは私は望ましいのではないかなというふうに思うんですね。そういう青写真を描いて、そして1年目は何をするんだ、2年目は何をするんだ、3年目は何をするんだと、こういう形が私は一番産業振興会議、これのポジショニングというか、仕事ではないかなというように感じしております。そういう意味で、ぜひ中長期的な立場に立った与謝野町のこのマクロ経済政策といいますか、そういうものを、これを毎年毎年数値目標を掲げながら達成していくんだという、そういう会議の進行をぜひお願いしたいなというぐあいに思います。

そのためには、初年度ではこういうことをしましようというようなことが出てくるんだろうと思うんで、それはそれでまた会議で十分練っていただく必要があると思うんですけど。くどいように申しますけども、そういう中長期的な立場に立ったこの与謝野町の産業計画、振興計画をぜひ立案をお願いしたいなというぐあいに思っております。

多分そうしていただいておりますというふうに思うんですけど、町長はこの点について何かお聞きになっているようなことがございましたらご答弁をお願いします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的にはまだお聞きしておりませんが、産業振興会議におきまして、産業振興計画がございます。それを具現化していくためにどうしていくかというご議論を今の中、会議の中でしていただいております。それらについて、もし多額のそうした費用が要る場合には、産業振興基金からそれらを持ち出すという、そういう位置づけにしておりますので、当然いろんなご議論の中には、ただ計画をすばっとかけただけで、じゃあそれをどう具現化していくというにはなかなか難しい場面もあるかと思いますけれども、やはりご議論いただく中で整理がされ、またそれらについての具現化といいますか、具体的なことが平成26年度には上がってくるというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） それと、もう1点ちょっとお聞きというか、お話をさせていただきたいんですけど。中小企業振興基本条例というのがありますよね。これは確かに理念の条例だということでもありますけども、循環型農業とか、循環型商業とか、循環型で経済を潤っていくんだと、こういう観点で地域が潤うというような形のものが大々的にうたわれていますけども、実態を申しますと、今、小売業の世界では、やはり先ほど第1質問でも申しましたように、インターネット通販というのが非常に勢いで伸びているんですよ。これは、今、業態別のあれでいくと百貨店の売り上げを抜いたということで、年間7兆円だとか8兆円だとか、そういう規模でどんどんどんどん伸びておるんですね。これに対する対策というのは、これはもうどうしようもないわけでして、小売業にとってはですね。そのところで、やはり考えられる施策と申しますか、知恵と申しますか、そこはやはりネットを使われない客層というのもおられるわけですね。それは、どちらかというと高年齢層の方が非常に多いわけですよ。そうした方に対してアプローチをしていくということに対して、例えば買い物の送迎サービスをするとか、そういう知恵が出てくるんですよ。

こういう知恵が出てくるんですけども、これは非常にコストがかかるような話でして、そういうものに支援するという姿勢は、行政はどちらかというと後ろ向きみたいなんですわね。

だから、ここはいろんな業種、業態があって、いろんなことを皆、経済活動の中で考えられておられると思うんですけども、そういったものには、私は、商売をしている方には営利を目的とされているんで、その後押しはできませんよというような考え方ではなしに、もう少しマクロ的に考えて、やっぱりここは支援していかなあかんの違うかと、そういう姿勢が非常に大事ではないかなというぐあいに思うんですけども、具体的な例を出して申しわけないんですけど、そういうことについてはどう思われますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ですから、やはり自助・共助・商助・公助という形で町ぐるみでやっていこうということです。例えばひまわりバスでも、やはりお買い物に便利のようにそこへ立ち寄ってもらう。あるいは、病院へ行けるような停留所の設置、クアハウスに行けるような設置。やはり同じ交通の足の確保をするんにしても、町全体の中でそれぞれが交流しやすい、行き来しやすい、そういう方法を考えていくことを検討していただくのが、まさしくその産業振興会議の中での議論になろうかと思えますし、それに対して我々もそれぞれの立場からいろんな知恵を出していく、そして町ぐるみで地域にお金が回る方法を考えていくということになろうかというふうに思っております。お互いに自分でやるべきところ、また協力してやるべきところ、いろいろとあろうかと思えます。それがうまくリンクして回っていくような知恵を出していくという、そういうことが大変重要になってくるかと思えます。

それと、やはりネットが確かに便利になって、すぐに品物が手に入るということですが、やはりそうしたものの機械を使えない人もあるわけですし、やはり顔と顔が合わせる、そういう商売の昔からのやり方には、そこにはそこなりのいいところがたくさんあるわけですから、それらをやはり持続していくためのお互いに協力が必要になってくるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） だから私は言っているんですね。そういうフェイス・トゥ・フェイスで商売をされている方に対しては、例えば高齢者のお客様が非常に多いんで、買い物支援というものをある業者さんが考えられたと。そこに対して、府の制度で初期投資については何らかの支援があったけども、毎月毎月の運営支援に対しては何の手だてもないと。これはいかながなものでしょうかと。

確かに特定業者に支援するというのは問題があるかも知れませんが、さっき言ったように、やる気のある人に支援をしていくと。もちろん、みずからのお金を一銭も出さないと、こんなことにはなりませんよ、絶対に。絶対なりません。だから、そういうことにはなりませんから、やる気のある人に支援ということは、まさしくそういうことではないかなというぐあいに私は感じております。

ここも一つ知恵がありまして、この間振興局へちょっと行ってきましたら、例えば緊急雇用対策事業ですね。こういった対策事業で人件費をカバーするというような方策もあるん違いますかというようなこともアドバイスもちょっと受けましたけども、そういうこともぜひ考えていただきたいというぐあいに思っております。

次に、これは申し上げたいことは、以前何人かの議員さんからご指摘がございましたけども、

私は当町の持っているよさとか売りをもっとアピールするには、町長申しわけないんですけども、やはりトップセールスは最も重要なものだというぐあいに私は考えているんです。

安倍総理は、政権5カ月で、完全休養はわずか3日で、1月のベトナムを皮切りに、これまでの訪問国は10カ国。大型ゴールデンウィークには、ロシアと中東諸国を歴訪して、いずれも経済団体や各企業のトップを連れて経済外交ですよ。いわゆるトップセールスですね。また、最近ではアフリカ各国との経済会議で、横浜で開かれましたけども、1人当たり15分の間隔で47人ものアフリカ各国首脳と経済の懇談をされたそうであります。これは何も総理大臣のパフォーマンスではなくて、やはり最近元気がないと言われている日本の経済を何とかして立ち直らせたいと、こういう強い思いがあって、疲れも感じずに私はそうされているのではないかなというぐあいに思います。

当町も、他町に比べまして福祉政策、制度、施設もかなりのレベルで整備されております。住民の評価は、福祉政策に対しては非常に高いものであるというぐあいに私も一定の評価をしております。私は、今後は町長みずからトップセールスを展開していただいて、経済面から町をよくしていく政策課題にぜひ取り組むべきだと、こういうぐあいに考えておりますけども、町長のお考えをご意志をお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） トップセールスということをおっしゃいました。確かにそういうその人その人によるそのセールスの仕方は違うかというふうに思いますけれども、私自身は私自身のやり方で、今そうしたことをやっているつもりでおります。

確かに、福祉は建物ができたり、あるいはそこに施設ができることによって、これは決して福祉だけじゃなしに、そのことによって経済波及効果というのは大変大きいわけですので、そのことによる、福祉も産業だということを申し上げておりますけれども、そこで生まれてくる雇用、あるいはそこで循環していくお金の額を考えてみますと大変大きなものがあるというふうに思っておりますし、着物についてもそうです。私は当選したときから動く広告塔になりますということで、どこへ行くのも着物を、どこへ行くのもということもないですけれども、大事なそうした町を売り出すような会議のときには必ず着物を着ていっております。それは、やはりこの地場産業のちりめんというものが、ほかの方には全然わかっておいでにならないんで、やっぱり着ていって、見てもらって、さわってもらって、これですよというものができるといことは、それは直接お金につながらなくても、与謝野町のそういう産業をPRする大事な場面だと思いますので、そういうことをしております。

せんだつても世界遺産の会議が京都市内でありました。そのときも、天橋立の雪舟の絵の模写した着物を着て、ユネスコの事務局長の、ちょっと名前忘れまして、女性の事務局長にアピールしてきました。よその近隣の方は一言もおしゃべりになりませんでしたけど、せっかく行ったからには、一言でもやはりこの与謝野町、特に天橋立をアピールしてこなければという思いで出ていきましたけれども。全国史跡整備市町村協議会でも与謝野町以上に、あそこでは世界遺産のそういうことも扱っていますので、天橋立のPRをするとか。

やはり単に行かせていただいた会合で、ただその会合を済ませて帰るというのではなしに、何らかのアプローチをして、いろんな方にお出会いして与謝野町をPRしたり、あるいはそうした

ことをする努力は私なりにしているつもりでございます。なかなか皆さんの目にも触れないし、そうしたことがおわかりになっていただけないかもわかりませんが、しかし、そうは言うものの、具体的にそれが一つの先へ進むことにつながっていかなければ意味がないというふうに思っております。

話がそれで悪いですが、せんだつても佛教大のところで与謝野町の施策の取り組み方、特に福祉についての話をシンポジウムがあつて聞かせてほしいということで行きました。そのときに皆さん感心されたんですが、こんな小さい町でそうした福祉施策が進められていることに驚きがあり、また中小企業振興基本条例のような形が進められたこと等、やはり多くの驚きの声を聞きました。そのことの結果で、佛教大から今、福祉課のほうに、やはりこの与謝野町をフィールドにして学生がやってきて、そして学生の持っている知識を皆さんに披露する、また皆さんの持っているノウハウを学生に与えてやってほしいという、そういう産学連携ではないですが、学校との連携の中で人材育成を今進めようと、そうした新しい芽も出てきております。おかげさんで、同志社大学であったり、龍谷大学であったり、このところいろんな大学からの問い合わせや協力の依頼をしていただいておりますので、やっとここへ来ているような形が人材育成も含めて芽吹いてきたのかなというふうな手ごたえを感じているんですが、

やはり、それにはこの町の方それぞれがやっぱりその場面場面で元気を出していただく、農業は農業、福祉は福祉、商工業は商工業という、そうした中での活性化が生まれてきているんだというふうに非常に期待をしております。なかなか一足飛びにはいきませんが、産業振興会議の皆さんのご努力のおかげや、町民の皆さんのおかげでそうしたことがなりつつあるということで、ぜひそうしたことにも頑張っていく必要があるというふうに改めて感じているところでございます。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 町長が先ほど述べられましたけども、私も別に福祉政策で充実させて定住人口をふやすということは非常にいいことだと。やはりこの町に人がたくさん住んでいただけるということは、町の活性化にもつながりますし、いいことであるのは間違いないですけども。

もう一つは、やっぱり望むのであれば、やはり地域内循環というだけではなしに、何か外貨を稼ぐような産業がこの地にできれば、これもう言うことないわけですね。そうしてこの町が潤うというケースがやはり考えられますので、そこはやっぱりトップセールスでないと、我々ではなかなか行き届かない。人脈はたくさんお持ちだろうというふうに思っておりますので、ぜひそのところにちょっと目も向けていただいて、いろんな人に機会あるごとに会っていただきまして与謝野町のよさをPRいただいて、一つでも多い企業がこの地に生まれることを私は望んでおるわけでありまして。

続きまして、保育所の問題に入らせていただきます。

先ほど、町長はこの時期につきまして、できれば小学校の時期に合わせたいんですけども、今年度予算で子供・子育て会議ですか、これを創設されまして、このところでプロセスというか、ビジョンというか、どれぐらいの時期にというようなところで会議をしていただくと、そこに委ねたいと、そういうようなお話でございました。

私は、この間、文教厚生常任委員会で三重県の志摩市というところに行つてまいりまして、そ

こは人口5万7,000人で、平成16年に合併されて、5町がですね。そこは、平成16年10月に合併して、平成19年4月に保育園・幼稚園のあり方検討委員会を設置されまして、平成21年ですね、2年後の平成21年2月に保育園・幼稚園等のあり方提言書が提出をされまして、そのときに現在30ある施設を15にすると、こういうことが明記をされたようであります。

当町も、よくよく考えてみますと同じような話が過去にございましてね。平成20年7月に教育・保育環境検討委員会ですか、これが立ち上げられて、平成21年5月に提言書が出されました。本来なら、ここである程度保育所を今後どうするんだと、統廃合ですね、こういうことは、私は当然議論の余地に入るのかなと。答申後も、そこは何か出てくるのかなと、志摩市みたいにしておったんですけども、これはいろんな意見を出し合っただけの提言書で、結論じみたものは1つも生まれてこなかったと。それが、最初から行政側の進める意図はそういう意図であったということもあったみたいですけども。これから考えて、統廃合の問題をどうされるのかなというぐあいに、クエスチョンタイムではないですけど、ちょっと不思議に思ったんですね。今の話では、ことしからその子供・子育て会議ですか、これを立ち上げられて提言を求められると、こういうことなんですけど、いささかそのプロセスが少し遅いんじゃないかなというぐあいに感じがするんですけども。この答申をどれぐらいの時期で答申を受けようとされて、その後どのような決定がというようなプロセスが町長自体お考えになっているのかどうか。この会議を持たれるということは、持たれるんでしょうけども、その时期的なものをですね。非常にあんまり時間がないように思うんですけど、これは庁舎問題の二の舞にならないように私は非常にちょっと危惧しているんですけども、十分時間をかけないとちょっとなかなかまずいんじゃないかなと思うんですけど、そこのところ、ちょっとお聞かせいただけませんか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、平成21年5月に教育・保育環境のあり方に関する提言書に示されましたそうした内容、それから、また教育委員会のほうが再編の基本計画を出されております。それらも含め、ことしの7月に予定しておりますそうした町政懇談会の中での意見を参考にさせていただいて、できるだけ早い時期に答申をいただきたいというふうに思っております。できるだけ早い時期といいますものは、できれば今年度中には答申がいただきたいというふうに思っております。よろしいですか。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 先ほどのちょっと話を蒸し返して申しわけないんですけど、平成21年5月に提言書が町長に提出をされました。例の教育・保育環境委員会の提言書ですね。このときに、あと私、平成23年12月に一般質問させていただきました。そのときは、「長いプロセスを必要とする中、進めぬ保育所・学校統廃合について」ということで質問をさせていただきました。そのときのご答弁は、これは提言書の結果を踏まえての答弁だと思うんですけども、「保育所については現状を維持し、個々の保護者のニーズや乳児の状況に幅広く対応できるように施策内容をさらに充実すると提言を受けています」という答弁でございまして、その時点で、平成23年12月では、「保育所については現状を維持する」と、こういうご答弁でした。

平成22年4月ですね。このときには、これもちょっとメモ書きしてあるんですけど、「参事の特命事項としてこの問題を総合調整を指示されて、平成23年3月に役場職員で組織している

与謝野町保育所の統廃合・適正配置検討委員会から報告を受けています」ということで、これは役場の職員の方々の組織だと思うんですけども、このところで何か報告を受けておられまして、この平成23年3月には、役場内ではもう統廃合は避けて通れないということを決定されて、何カ所かに統廃合しなくてはならないということを、もう内々では大体もう決めておられるんじゃないかなというぐあいに思うんですけども、まだ全く白紙の状態でこの子供・子育て会議というところに答申をされるのか、何らかのものをもって会議を進めていただくような形になるのか、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のところ進め方等につきましては、具体的には何人ぐらいの委員さんでもって、どういう形で進めていこうという、そういう案は持っておりますけれども、条例を出させていたいただきましたので、それらに基づいた、そうした設置をさせていただく。それと、今までにいろいろ出ております答申、あるいは研究といいますか、部内で研究したこと、それから町政懇談会でお聞きする意見等全て出させていただいて、その中で今後どうするべきがいいかという方向性をきちっと決めていただこうというふうに思っております。

ですから、それぞれ個々にしてまいりましたそうした内部での協議、あるいは教育委員会での小学校も含めたそうしたもの、それらを全て出させていただいた上でご判断がいただけたらというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） わかりました。

次は、保育料についてお尋ねします。

保育料は、先ほどおっしゃられたように、保育園にかかわる事業費は、人件費を含めて5億8,000万円ほどかかると。それで、保育料の収入は、私も前の質問の資料があるんですけど、約保育料収入は1億円だと思うんですね。国の補助金とか交付税とかいろいろありますけど、大ざっぱな話をしますと、約4億円が町から持ち出しておると、こういう事業だと思うんですね。

先ほど充足率の話もしましたが、1回目の質問で。現在こんなような状況ですね。岩滝は1保育園ですけども、定員180名に対して105名で、充足率は58%です。旧野田川地域は4カ所保育所がありまして、定員375名に対して、237人の63%です。旧加悦地区は3カ所ありまして、定員330名に対して、170名の51%です。ということで、大変充足率は低い。なおかつ、職員数は非常に多い。このギャップが保育料の5億8,000万円につながっているんだろうなというぐあいに当然考えられます。

それで、国の試算がありまして、これはいろいろ、このようにしなくてはならないというものではないんで、これオーバーすることに関しては問題ないんですけど、例えば乳児はおおむね3人につき1人以上の職員が要ると。満1歳以上で満3歳に満たない幼児は、おおむね6人につき1人。満3歳以上4歳に満たない幼児については、おおむね20人に1人と。こういうぐあいに国の基準で先生の配置ですね、規則的に決まっておると。もちろん、さっき言いましたように多いのは何ぼでも多くても結構ですというようなことですね。

これざっとこの基準から照らし合わせると、私の試算では、大体人件費は半分以上に下がるんじゃないかなというぐあいに思います。施設整備費も8カ所が3カ所になるんですから、これはか

なり削減できますよね。保育園にかかわる事業費はがくんと半分近くまで下がるのではないかなというふうに、私は、これは机の中での計算上ですけども、そういうように感じております。

そういう意味でも、現在、先ほど言いましたように4億円の支出をしているんですから、この事業費を減らすことによって、例えば1億円の収入が得られるんだったら、例えば極端なことを言うと、半分の3億円で事業費を抑えられたら、1億円いただくんですから、持ち出しは2億円で済むと。大幅な持ち出しの減額になるのではないかなというぐあいに思っております。

それともう一つ、これは私の勝手な考え方ですけども、そういうことを考えたら、どういうことかといいますと、私は保育料を無料にしたっていいんじゃないかなというように思っております。事業費をもっと下げて、保育料を無料にする。これは大変なことかも知れませんが、これによって、やはり与謝野町に住もうかなという人がふえれば言うことないです。

もう一つ言わせていただくと、私はこの保育料については、1回おさめていただくんですね。おさめていただいて、そこで1年間のトータル金額を全額地元で使える商品券で還元をしたらどうかと、こういうぐあいに思っているんです。そうしたら、地元も中小企業対策として潤いますし、もともと授業料は無料ですから、地域の住民に、ここの与謝野町に住まわれる方もふえるでしょうし、地域循環型の経済ということも、ある程度促せるのではないかなというぐあいには思っていますし。これは3カ所に統合しない限り絶対できないことだろうというように思います。

こういうことも含めて、ぜひここは知恵を出していただいて。机上の空論ではなしに、こんな案もあるんだということは頭の中に入れていただきまして、ぜひ実現できる可能性があるのであれば探っていただきたいなというぐあいに思っております。

当然こういうことになりますと、保育料の未納はなくなります。ただし、保育料を払わなければ、商品券はもらえないと、こういうことになりますんで、そういう意味ではちょっと無謀な話かも知れませんが、そんなにむちゃくちゃな話ではないんじゃないかなというぐあいには感じておりますんで、ご検討いただけるのであれば、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 前段のほうのことにつきましては、そのとおりだというふうに思います。今、待機の子供たちがいるそうした都会と、うちのように定員割れを起こしている保育所なりがたくさんあるところと同じような形になっていること自体がやはりおかしいと思いますので、やはり与謝野町にとって、与謝野町なりに一番いい方法、親にとっても、また町にとっても効率的にきちっとサービスができる方法を考えていく必要があるというふうに思いますし、それにはある程度思い切った考え方が必要だと思っております。

それから、あとの無料化につきましては、いい面と悪い面があると思います。財政的なことだけではなしに、やっぱり保育所は保育に欠ける子供を預ける場所ということですし、誰もかれもが入れるわけではないです。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） いや、入所基準は。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 関係なしでしょうけれども、やはり厳然と幼稚園のあるところですから、やはりそれらの整理もする必要があるでしょうし、国のほうでもそういうことができないかお考えにな

っている、そういう段階だというふうに思いますので、現在のところ、今あるこの与謝野町の保育所、幼稚園のあり方をどうしていくかということを早急にまとめたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） これで、谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

ここで、3時ちょうどまで休憩をいたしますが、本日はこの一般質問が終了後に庁舎問題特別委員会がございますので、お忘れのないようによろしく願いをいたします。

（休憩 午後 2時42分）

（再開 午後 3時00分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして一般質問を再開いたします。

次に、14番、糸井満雄議員の一般質問を許します。

糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は2点ばかり、都市計画と阿蘇海の浄化について質問をさせていただきます。

都市計画の質問は、実は平成22年3月議会と平成23年3月議会に質問をいたしました。今回が3回目の質問となります。また、阿蘇海の浄化については、平成22年12月議会の質問に続きまして2回目の質問となります。再度質問をさせていただきたいというふうに思います。

この質問につきましては、井田議員も前回の3月議会の定例会でも質問されておりますし、過去に二、三回質問をされたというふうに思っております。ひとつよろしく願いをしたいと思っております。

まず、都市計画についてであります。

平成22年3月議会の一般質問で、「町の均衡ある発展を実現するためには、土地利用に関する一定のルールづくりが必要であるとの結論から、町職員の検討会で準都市計画制度を利用するとの結論に達した」との考えが明らかにされました。また、「将来のまちづくりの弊害とならないよう地域住民のニーズを把握しておくことが必要であり、町民に対してどのような方法で情報を発信していけるのか検討しており、検討会でも迅速な対応が必要と結論づけられた」との考えが示されております。さらに、「地域間における建築条件の際や、これによるさまざまな弊害、不公平感については建築基準法を活用した是正措置で解消できないか検討している」ことなど、前向きな考えが示されたところであります。

しかし、平成23年3月議会において再度質問しましたが、残念ながら、進展の様子はうかがえず、今日に至っても一向に推進の施策展開も見られず、本案件については消極的で後退しているのではないかと疑いたくなります。まず総合計画で見ますと、前期では「土地利用計画の策定」が、後期では「土地利用計画の検討」と、「策定」が「検討」に後退をしております。これにつきましては、総合計画後期計画の中でも質問をさせていただいたと思いますが、このようなことになっております。都市計画については、前期・後期とも検討で、実に10年にわたる検討がなされることになっていきます。さらに住民に対しては、前期では都市計画の重要性や有効性についての理解を得るための施策を実施するとしておりますが、後期では施策そのものが削除されています。明らかに後退と言わざるを得ない。加えて、先の3月議会における井田議員の質問に対する答弁は、事業推進に慎重な態度表明があったように私は認識をいたしております。

したがいまして、次の３点について所見をお伺いしたいと思います。

まず１点は、今後、準都市計画制度を利用する考えがおありなのかどうか。

２つ目は、利用する考えがあるならば、住民の理解を得るための施策の実施方法はどのように考えておられるのか。

３点目は、制度上から生じる不公平感、不均衡の是正、格差解消に対する考えはいかがお考えか質問をさせていただきます。

次に、阿蘇海の浄化についてでございます。

阿蘇海の現状は、天橋立の風光明媚とは裏腹に水質悪化の問題が起きている場所であり、富栄養化によるアオサやカキの大量発生、その腐敗による悪臭等が問題化しており、今、深刻な状況になっております。

原因は、底にたまったヘドロや還流による循環の悪さができ、多くの底が貧酸素化となっていること。そして、阿蘇海に流入する野田川の水質の問題が指摘されています。野田川の汚染の原因は、山林の栄養を含んだ水や土砂の流出・流入、農地からの農薬や肥料、生活雑排水などが挙げられています。阿蘇海の環境浄化への取り組みは本町のみでは解決できない問題であり、京都府及び近隣の宮津市との連携、協力体制をより緊密にし、取り組みを強化する必要があるのではないのでしょうか。

さらに、一番大切なのは地域の協力である。地域を挙げた多くの人々の協力が不可欠であります。与謝野町として阿蘇海の浄化について今、また今後何をなすべきか、課題は何なのか、そして町民にどのような協力を求めているといいのか、いま一度検証すべきときではないでしょうか。

天橋立が世界遺産に登録という活動が今展開されております。阿蘇海の浄化なくしては、私は天橋立が世界遺産になることは不可能だろうというふうに考えております。そういう意味からも、阿蘇海の浄化は喫緊の課題であろうというふうに思っております。

そこで、次の２点について質問をいたします。

１つは、阿蘇海環境づくり協働会議の取り組み内容及びその成果と今後の課題についてお尋ねをします。

２つ目は、与謝野町としての阿蘇海浄化についての具体的な取り組み、進捗状況は、推進状況はどのようにしておるのか。

以上、２点についてお尋ねをいたします。

以上、１回目の質問とさせていただきます。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 糸井議員ご質問の１番目、都市計画の推進についてお答えいたします。

１点目の、今後、準都市計画制度を利用する考えがあるのかと、２点目の、利用する考えがあるならば、住民の理解を得るための施策の実施方法はについては関連がございますので、まとめてお答えをいたします。

都市計画は、まちづくりを進める手法の一つであるというふうに思っております。平成２１年に行政側が取りまとめた加悦地域、野田川地域への準都市計画区域への可能性の中で、京都府か

らは、「都市計画制度の抜本改正があるので、法改正が行われるまで待ったほうがよいのではないか」との指導をいただき、町としては、「そうであるならば、その方向性が確定してから」と申し上げてまいりました。したがって、ご質問の1点目の、準都市計画制度を利用する考えがあるのかについては、その方向性が確定してからと申し上げざるを得ないというふうに思っております。

また、2点目については、1点目でお答えしましたように、方向性が定まらない中で何とも申し上げられませんが、そのような状況になれば議会にも報告し、住民の皆様のご理解をいただかなければならないというふうに思います。

次に、3点目の、制度上から生じる不公平感、不均衡の是正、格差解消に対する考えはについてでございますが、都市計画区域内外で土地利用の規制や建築条件に差異があることは承知をしておりますが、不公平感、不均衡の是正を理由に都市計画を定めるべきではないという、そうした京都府の見解もございます。現在のところ、将来の土地利用に係るビジョンが定まっておりますので、まずはそのビジョンをしっかりと定めた上でまちづくりのルールを制度化できるような手法を考えていきたいと思っております。まちづくりのルールを定めることができれば、不公平感、不均衡の是正、格差解消につながるのではないかと考えております。

2番目の、阿蘇海の浄化についてお答えいたします。

まず、1点目の、阿蘇海環境づくり協働会議の取り組み内容及びその成果と今後の課題はについてですが、協働会議は、阿蘇海にかかわる地域が一体となって、阿蘇海の環境改善に対して総合的な取り組みを推進するため、与謝野町、宮津市、京都府の各機関の行政団体、商工会や観光協会などの民間団体と自治会などの代表が集まり平成19年5月に設置されたもので、京都大学の清水教授を座長に迎え、阿蘇海の環境改善に関する課題・問題点を整理し、各関係団体がその情報を共有することで、協働してその取り組みを行っております。

その成果と今後の課題としましては、平成24年度までは協働会議の各団体で個別に調査や対策を講じてきましたが、阿蘇海流域の住民一人一人が今の阿蘇海の現状を知り、自分たちの課題として考え、自分たちでできる阿蘇海浄化の取り組みを実践してもらうことが、阿蘇海を浄化するための何よりの早道だという考えから、平成25年度の取り組みとして、住民の意見を踏まえながら早急に具体的な将来ビジョンを策定して、明確な目標を立てて、統一的な取り組みにつなげていこうという動きになっております。

2点目の、与謝野町としての阿蘇海浄化についての具体的な取り組みの進捗状況はについてですが、議員ご指摘のように、阿蘇海の汚染原因の一つは野田川の水質の悪化ということで協働会議でも指摘されているところですが、座長である清水教授によると「下水道接続によって、仮に現在の野田川から流入する生活排水がゼロになったとしても、阿蘇海への流入負荷量は、阿蘇海の自然浄化能力を大きく越えたままである」との指摘もありますように、単一の原因ということではないため、山林由来の土砂の流出対策なども含め、流域全体で考えていく必要があります。

具体的には、下水道への接続を進めながら、農林課が推進する浅水代かきをはじめ、化学肥料や農薬に頼らない有機農法のさらなる進展を図ることと、町民一人一人が阿蘇海の現状や阿蘇海浄化のためにできることを知ってもらうなど、与謝野町でも阿蘇海の環境づくりについて地道に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上で、糸井議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 都市計画の関係でございますが、前回、前々回、2回の質問をさせていただきましたときの回答と同じ回答だというふうに思っております。すなわち、国の都市計画の抜本改正があるので、それを見た上での都市計画の策定を考えていきたいと、こういうことだろうというふうに思うんですが、じゃあ、いつまでこの国の改正がいつできるのか。そこら辺が全く我々には伝わってこない。例えば、これは2年後にはなるとか、どういう点が改正されるのか、そこら辺も明確になっていないというふうに思うんですが、町長、これ国の制度改正について見通し、あるいは抜本改正の内容をどのように把握されておるのか。もし把握されておる内容があれば、お尋ねしておきたいなというふうに思うんです。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり、前にご質問をいただいたときから全く進んできていない。それについては、そうした国の抜本的な改正の後取り組みたいというふうに答弁させていただきました。張り切って京都府のほうへ職員を派遣をして、その件について勉強もさせましたけれども、結局それが生かされないまま今に至っているというのが現状でございます。

具体的な中身につきましては、私のほうも承知をしております。建設課のほうは知っているのか、知らないのか報告がございませんので、きちっと定まった中身についてはどこまでなのかわかりませんが、もしわかる範囲で答えられるなら、建設課長に答えさせたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 説明をさせていただきます。

平成24年9月に都市計画制度小委員会の中間取りまとめというふうなものがございまして、これをもとにいたしまして、平成24年10月26日に、京都府のほうにこの小委員会の内容について若干わからない部分がございましたので、お聞きをさせていただいております。

この中では、京都府のほうも今、国が公表しているもの以外に具体的なところがまだ見えてこないというふうなことを、この10月26日の時点ではおっしゃっておりました。その後、国の都市計画小委員会の、いわゆるインターネット等も見させていただいておりますけれども、今、国が申し上げておりますのが、一つは東日本大震災の関係の高台移転の関係と。もう一つが、いわゆる炭素化社会というふうなものの都市構造の関係の二酸化炭素の関係の部分が、今の都市計画小委員会のいまだ議論されとるというふうなことで、我々が、平成20年に今のこの準都市計画制度というふうなことがございました後に京都府に行かせていただいたときの状況につきましては、京都府のほうからは、今までのように市街化を整備をするというふうなものではなくて、行政区域内の多様な土地利用を計画できる仕組みを目指して国のほうで議論をされとるというふうなことがこの内容でございました。

したがって、多様な土地利用というふうなことが、この与謝野町にとって大事ではないかというふうなことから、もう少し京都府のほうに申しておりますように、はっきりした政策の動向が決まるまでもう少し待った方がよいのではないかというのがこの平成21年、また平成24年10月、ずっとこうやって都市計画の関係につきまして京都府のほう、また国の動向につ

いて我々も注視をさせていただいておりますけれども、今申し上げましたように、なかなか先に行っていない。ましてや、今の東日本大震災の関係につきましては、この都市計画小委員会が始まってからそのような大地震が起きましたので、そっちのほうに今手をとられておって、なかなか多様な土地利用の関係のどこまで議論が至っていないというのが今の実情でございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今、建設課長から説明が来るあつたんですけれども、都市計画については、やっぱり国の制度の抜本改正ということで静観をしていこうということのようです。

私も、これインターネットで見るとですよ。どんな改正がされておるんだと。一向にそれが見えてこないんですね。国のほうでは何を改正しようとしているのか。一つは、東日本への対応なんですよ、大震災への。それからもう一つは、今後の進め方として、低炭素化の促進となつとんですよ。いわゆる環境問題ですね。ですから、こういうこともいわゆる低炭素化循環型システムの構築とか、こういうふうなことが今後の進め方として書かれとるわけです。

これ論点の整理として、何だかわけのわからないと言うたら叱られますけれども、理解のしにくいようなことが書いてあるんですが、「いわゆる地域主権改革、その他都市計画運用指針の改正等により対応したものと、都市の低炭素化の促進のための制度において対応するもの、いまだ十分な対応がされていないものを分類して論点を整理していく」と。こんなことが書かれておるわけなんで、一向に我々の町の都市計画策定についての論議内容と私はかみ合っていないんじゃないかなというふうに思うんで、この国の改正を待っておったら、これは恐らくできないん違うかなというふうに私は思います。都市計画が全てではございませんので。

ですけども、都市計画というのは、やはり先ほど申し上げましたように、町の均衡ある発展を実現するためにするということなんですね。ですから、やっぱり私は今後のまちづくりには都市計画というものは必要ではないかなというふうに考えて質問をさせていただいておるわけです。

今、町長の答弁の中では、都市利用もまだ決めていないと、まちづくりの理念もまだ定かでないというふうな答弁があつたと思うんですが、やっぱりまちづくりというのは新町まちづくり計画で明らかになつとるわけで、ゾーン設定もできておるわけですし、あるいは総合計画の計画の基本計画の中でもまちづくりというのは明らかになっておるので、私はここで一応決断をされるべきではないかなと。するならする、しないならしないということで、私は一応の結論を出す必要があるんじゃないかなと。いつまでたってもやるやるということで引っ張つとるんではなしに、与謝野町はこういうまちづくりをしますということで私はいいいんじゃないかなというふうに思います。

そこで町長にお尋ねしたいのは、都市計画とまちづくりの違いというのはどのようにお考えなのか。考えがあればおっしゃっていただきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 都市計画とまちづくりとはどのように違うのかということですが、そのまちづくりをするための一つの手法だというふうに思っております。都市計画を引かなくても、それぞれ今までも加悦町も野田川町も一定のそうしたまちづくりをしてまいりましたし、岩滝町においては、そうした都市計画を引く中でしてこられた、そういう状況でございます。

ですから、どちらということではなしに、まちづくりをしていく上での一つの手法だというふ

うに思っておりますので、その中で、先ほども国のほうの考え方のほうも、行政のそうした地域の中身といいますか、土地利用についてのそうした考え方を町としてまとめていくというのも一つの方法かなというふうに思っております。その手法としてその都市計画を引いていくのか、引いていかないのかということですが、当然これからの中ではそうしたものを引いていく必要があるのではないかなと。ただ、今までと同じ形の都市計画ということでは、またこれ時代が変わってきておりますので、そうした見直しも必要になってくるのではないかなというふうに思います。

お答えになるかどうか分かりませんが、やはり与謝野町にとってどういう形の町をつくっていくのかということに合わせた、そうした都市計画が必要ではないかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 私は、都市計画というのは都市計画法に基づいて行われるものだと。地方公共団体なる県だとか市町村に対して、あるいは住宅地域だとか、あるいは工業地域、商業地域、こういったものの地域指定をして、秩序ある発展を促すものであると、こういうように都市計画としては思っておるわけです。

まちづくりというのは、そこに住む人たち、その人たちにも参画していただいて、その地域のいわゆる発展、振興を図るものだろうというふうに思います。やり方としてはいろいろと方法があると思いますけども、例えばまちづくり協議会をつくるだとか、その中で住民に参加していただいてまちづくりをしていくだとか、あるいは、当町にもありますけれども、いわゆる景観条例があるんですから、景観によるまちづくり、あるいは歴史文化のまちづくり、こういったまちづくりを町民と一緒にやってしていく、それが私はまちづくりだろうというふうに思っております。

ですから、私は基本的に都市計画とまちづくりとは違うものがあると。まちづくりの中の一環ではあるんですけれども、手法としては大きな違いがあるというふうに思っております。その意味で、私は今の与謝野町のまちづくり、いわゆる加悦には景観条例があるじゃないかと、岩滝には都市計画があるじゃないかと、これでいいんじゃないかという論法もあるかもわかりませんけれども、私はやはりそこは規律ある、いわゆる均衡ある発展をさせるためには、やっぱり都市計画法に基づく都市計画まちづくりが必要ではないかなというふうに私は考えておるわけです。

その辺について私の考えが若干違うかなというふうな考えもあるかと思いますので、私の考えについて町長はいかがお考えかお尋ねしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 糸井議員がおっしゃるとおりだというふうに思います。ただ、その手法が違うということをおっしゃいましたけれども、まちづくりにつきましてもいろんな取り組み方がありますけれども、与謝野町の場合には総合計画というものをもって、その計画のもとに一定の土地利用のゾーニングをしたりしております。ですから、それらをどう肉づけていくかというところが、今、問われている中身だろうというふうに思っております。

ですから、まちづくりの中の一つの手法としてその都市計画を引いていくのか、また、加悦町にありますその景観条例のまちづくりをどう全体の中に位置づけていくのか、それらについては当然論議していく必要があるでしょうし、多くの方の議論を経た上でのいろんな形をつくってい

くべきだというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） いろいろとご検討していただくのも結構でございますけども、私は検討いうたら二、三年だろうというふうに思うんで、10年の長い間の検討というのはいかがなものかなというふうに私は思いますので、早急にやはり結論めいたものを出していただきたいなというふうに思っております。

そこで、その都市計画から生ずる、いわゆる不公平感とか均衡の是正、格差解消、こういうものがあるわけですが、特に建築基準法等の関係から、都市計画を引いておるとこと、引いていないとことという大きな格差があるわけですね。建築屋さんにちょっと聞いてみますと、やはり30万円ぐらいの差があると、家を建てる場合に。設計によっては50万円ぐらいの差があるということなんですよね。前の平成23年の質問のときにも、建築基準法の中でこれは解消できないか検討してみたいというふうな町長の答弁があったと思うんですけども、そこら辺については、検討結果はいかがであったのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まだできておりません。それらについての検討もまだしておりません。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 解消に向けて、私は建築基準法等の中でこれが解消できないかひとつ検討してみたいというふうな前向きな答弁をいただいていたので、私はそこら辺のことは検討されておったのではないかなというふうに思いましたので、私はお尋ねしたわけですが、今聞いておりますと、「何にもしてません」と、こういうことなんで、非常に私は遺憾に思っております。その辺ができるのか、できないのかは別として、私は検討していただいたものというふうに理解をしておったんですけども、全くしていないということについては、これはちょっと論外かなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私、きちっと報告はまだ聞いとらんなんですけど、建設課のほうでやっているようですので、その中身について答弁させていただきます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 説明をさせていただきます。

確かに今、糸井議員さんが以前にご質問をされた中で、いわゆる建築基準法の中で、それを利用して条例化をしていくということが可能だろうということは申し上げておりました。

しかし、井田議員さんの直近のご質問の中で、いわゆる都市計画の中で京都府のほうに行ってきたかどうかというふうなご質問もあったというふうに思っております。その中で、京都府のほうからは、この地域間の異差によってこの都市計画を定めるかどうかというふうなことは、それによって都市計画云々というふうなことだけを推進、あるいは、またそれをやっていくというふうなことについては若干問題があるのと違うかというふうなことも京都府のほうからは言われておりました。そういうふうなこともございましたので、そうなら、きちっとした今の都市計画の土地利用の関係についてももう少しきちっとした整理をするべきではないかというふうなことから、ここであえて異差の関係だけでそういうふうなことをするべではないかなというふうなこと

を我々としては思っておりまして、その点で、先ほど町長のほうが申し上げましたように、きちっとした議論が出ないうちに、それだけのことで、それだけということになりますと、また語弊があるかもわかりませんが、そのような状況もございましたので、まだきちっとした検討はしていないというふうな状況でございます。

そういうふうなこともございまして、今まだ検討をしていないというような状況でございます。今後、もう少し見きわめさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 私は、本会議での答弁でございましたので、当然検討はされておるものだというふうに思っておりましたけれども、今聞いておりますと、検討はしていないと、こういうことなので、非常に遺憾であるということを申し上げておきたいというように思いますと同時に、この不公平感。井田議員が前回の中にも質問されておりましたけれども、不公平感とか不均衡の是正だとか、こういうことで都市計画をつくるべきだと、これを解消するために都市計画をつくるというふうなことは私は考えておりません。それは全く違うだろうというふうに思います。やはり均衡ある町の発展のために都市計画というものは引くべきであって、そのために、不公平感の是正のためにするべきものではないだろうというふうに思いますが、しかし、やっぱりその制度の上において不公平感が出てきておるということは、これは事実なわけなので、やっぱりそこら辺のことも私は考える必要があるんじゃないかなというふうに思っております。ということは、やっぱり一つの町なので、一つの町の中に制度上で、欠陥で不公平感があるということについては、私は是正すべきだというふうに思っております。そのために都市計画を引くということではなしに、そういう意味で、これも一つの私は是正する努力をしていただく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

例を挙げて悪いですけども、水道料金がそうですよね。上水道と簡易水道で、水道料金違ったわけですから、制度上で。この本会議でもいろいろと問題になった。ですから、統一料金にした。前回の値上げについても、議会で否決された。これは何かというと、やっぱり一つの町の中での不公平感のあらわれだったというふうに思うわけです。そういう意味において、やはりこのために都市計画を引くということではなしに、そういう意味から不公平感の是正についてもやはり努力をすべきではないかなというふうに思っております。

ですから、そういう意味において、今後ともやはりこの都市計画の必要性については十分ひとつご検討いただいて、しかるべき早急に結論を出していただきたいなというふうに思っておりますので、その点よろしく願いをしておきたいと思います。

都市計画については以上で終わりますが、次の阿蘇海の関係ですが、阿蘇海の浄化については、前も私が申し上げましたけれども、非常に今問題になっておるわけです。汚染が非常に進んで、なかなか浄化が進まないということで、原因もいろいろと私申し上げましたけれども。

やはりその原因をつくっておるんは、私は与謝野町が七、八割程度ではないかなというふうに思うわけですね。やはり宮津の地域もあるわけですが、宮津地域での関係があるところは、須津、文殊地域、府中地域です。あとは与謝野町なんですよね。特に野田川流域は与謝野町になっておりますので、そういう点から、いわゆる山林からの栄養を含んだ水、あるいは先ほど浅水代かきの問題も出ておりましたけれども、肥料の流出、あるいは家庭の雑排水、そういったものが

野田川を通じて阿蘇海に流入していくと。それが一つ大きな、いわゆる酸素、窒素、リンの含んだものが流れていくということで富栄養化につながっているというふうに思うので、私は与謝野町の阿蘇海の浄化についての責任というものは大きなものがあるというふうに思っております。

今ではなしに、今回阿蘇海も250万円ほどですか、交付金がふえるということになりました。これは宮津市とを含めてです。ですから、そういうものも使って今後阿蘇海の浄化について真剣に取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

そこで、一つ町長にお尋ねするんですが、前回、私提案したと思うんですよ。ということは、与謝野町として取り組む中で、やはりこれ関係箇所はいろいろとあるんですね。例えば、下水道の接続については下水道課、それから、ごみだとかそういう環境問題については住民環境課、それから、この阿蘇海の協議会ですか、これの会議の窓口は、これは企画財政ですね。それから教育関係もございますし、そういうふうないろいろの課が横断的にありますので、私は、その中で一つの町としてのプロジェクトをつくって、この阿蘇海の浄化についてはやるべきだというふうに私は申し上げたと思うんです。1課では、これはなかなか難しい問題でございますので、そういう各課の協調体制を組んだ中で本格的にこの阿蘇海の浄化について取り組むべきではないかというふうに申し上げたときに、町長としても、この辺については今後十分検討するに値するというふうな答弁だったというふうに私は思いますけども、そういうふうなお考えは、今はございませんか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のところ、具体的にプロジェクトチームとしてそうしたものをつくってということにはなっておりませんが、いろいろと会議がございます。そうした中には、お互いに情報を公開する。その中には京都府も入っておりますけれども、いろんな情報を交換する中で、農林ももちろんですし、それから取り組み方についてそれぞれの情報を共有する中で会議に出させていただいております。いろいろなそれぞれの会議がありますけれど、特にそうした京都も含めた先ほどの会議なんかについては、いろんな情報を持った上で出させていただくという格好をとらせていただいております。

具体的にプロジェクトチームとしては、今のところまだそうしたものはつくっておりませんが、なかなか少ない人数の中では全てフォローができませんが、それぞれの対応の対策を挙げまして、それを持って出るという、そういう方法をとっております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） なかなか1課では取り組みにくい問題でもありますし、まして与謝野町としても、やっぱり私はこの阿蘇海浄化については大きな責任があるというふうに思っております。この阿蘇海的环境づくり協議会というのがありますので、そこら辺でやはり京都府、あるいは宮津市等々との協力をしながら、ここら辺の取り組みについては今までもやっておられるというふうに私は認識いたしておりますけれども、先ほどの答弁では、何か平成25年度からは各町でそれぞれの独自の取り組みをするというふうなことの答弁であったように思うんですけれども、それに間違いはないでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 阿蘇海の浄化につきましては、非常に多額の費用をかけてやればできるのかもわ

かりませんけれども、いろんな方法があるようでもございます。マイクロバブルというような技術があって、無酸素状態を改善させたりとかいうようなものもあるようではございますけれども、そのことによって、今度はその阿蘇海の生態系が崩れてしまうという、また新たな問題が出てくるというふうなこともお聞きしております。そうしてきますと、その研究会でもいろいろご提案いただいておりますけれども、我々としては地道な取り組みが、長期にわたりますけれども、そうした取り組みが、急がば回れではないですけれども、確実にそうした取り組みのほうがいいと、大勢の方にお世話になってやっていくことのほうがいいというふうに判断しております。

そうした意味で、今回新たに生まれました財源をもとに、与謝野町としてできる取り組みを、具体的に今どうというものは挙げておりませんけれども、そうしたものを使って少しずつ改善していくような、また啓発なんかにも力を入れていくような、そうした取り組み方がしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 今、生態系が崩れるという話がございましたけれども、町長もご存じだろうと思うんですけど、阿蘇海には貝でクロクチという貝があったんですよ。今これが死滅しておるんです。アサリもほとんど取れないということで。ハマグリが河口付近で少し取れるというようなことで、溝尻のいわゆる漁協の方は嘆いておられました。クロクチが全く取れないと。これ死滅しとるんだらうというように。これは原因がわからないというふうに言われておりますが、一つは砂をかぶせておるということで死滅しておるのではないかなというふうなことも言われておりますが、私もこれは調べておりませんのではっきりわかりませんが、そういう生態系が崩れておることは事実なんですよ。

ですから、私は世界遺産登録する上においても、私は阿蘇海の浄化については非常に大事だろうというふうに思うんですね。ですから、これはなかなか1町ではできないです。大きな多額の費用が要る。ですから京都府、あるいは国、それから宮津市、与謝野町、こういったものが一体となって真剣に私は取り組んでいく必要があるんだらうというふうに思うんです。

ですから、時間もないんであれですけども、インターネットなんかでも見ておりますと、こんなパンフレットが出てくるんですよ。「天橋立の内海、阿蘇海をみんなで守りましょう」という、こういうパンフレットが出てくる。そしてその後に、「今すぐ始めよう、できることから」ということで、各家庭で、各町民が協力ができる、すぐ取り組めることが出てくるんです、インターネットで。ですから、こういうパンフレットを各家庭に配るとか、あるいは与謝野町には有線テレビがありますので、こういう番組を放映して町民の皆さんにご協力をいただくとか、やっぱりそういう方法も私は今後やっぱり考えていただく必要があるんじゃないかなと。そして、みんなでこの阿蘇海の浄化に関心を持っていただいて、皆で努力していく。少しでも阿蘇海がきれいな海になる。これは我々今やるべきことだろうと、きれいな阿蘇海を未来の子供たちに残すのも今だろうと思います。やるのは、私は今だというふうに思っております。

ですから、そういう意味において、どうか、私も先ほど申し上げましたように、1課だけではなしに、各課横断的に協力をしながら、この阿蘇海の浄化には取り組んでいただきたいというふうなことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 全家庭かどうかはちょっと私も定かではないんですけど、先ほどお見せいただいたあいうパンフレットを各家庭にも配るようなこともやっております。目に訴えるのが一番ですので、やはりそうしたことをCATVを通じて各家庭に認識していただく。見てわかるというのが一番ですので、やっぱりそういう工夫も今後心がけていきたいというふうに思います。

1 4 番（糸井満雄） 終わります。

議 長（赤松孝一） これで、糸井満雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は、あす6月11日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。

（散会 午後 3時51分）